

公共放送と受信料制度の在り方に関する 論点整理及び検討の方向性(案)

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

令和2年11月9日

現行の受信料制度の課題	P2
通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題	P15
論点整理（案）	P25
論点①：受信料の対象者に関する情報の取得・照会制度	P26
論点②：受信料の負担者の義務の在り方	P36
論点③：中間持株会社の導入	P46
取りまとめの方向性（案）	P54
方向性①：繰越剰余金の受信料への還元制度	P55
方向性②：インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方	P65
方向性③：NHKと民間放送事業者との連携	P73

現状

- 受信契約は2019年度には4,212万件（衛星契約2,224万件）に達し、受信料の支払率は2010年度には71%であったところ、2019年度には83%と近年改善傾向にある。2020年度第1四半期業務報告によれば、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全国的に訪問活動を停止したこと等により、受信契約数が、4,194万件（衛星契約2,217万件）に減少している。
- 2019年度には、営業経費として759億円を支出しており、うち394億円は未契約者対応等に要している。受信料収入に占める営業経費の割合（営業経費率）は、諸外国に比して高止まりしており、2019年度には10.6%となっている。
- 衛星契約数は2009年度には1,456万件であったところ、2019年度には2,224万件と増加している。また、衛星契約の受信料額のうち衛星付加受信料は、1989年度の衛星放送導入時の930円（税込）が、2020年10月現在で945円（税込）となっている。
- 衛星放送については、衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えた集合住宅への入居などの住環境の変化により、受信設備の一部（アンテナ等）の設置に関与していないにも関わらず衛星契約の対象となってしまう問題が指摘されている。（いわゆる「受動受信」）

課題

- **受信料支払率**は近年改善傾向にあるものの、現状では80%強と**諸外国と比べ低い**上、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、訪問営業の抑制による契約数への影響が生じており、当面、未契約者の大幅な減少は想定しにくい状況となっており、現に受信料を支払っている者にとっては**不公平**となっているのではないかと。
- 現行の受信料制度の下、訪問等により転居の有無や受信設備の設置等を確認し受信契約を締結する必要があることが、諸外国に比して**営業経費の高止まり**につながっているのではないかと。
- 衛星契約数が増加しつつある一方で、2020年10月には受信料が引下げられたものの、**衛星付加受信料**の額は950円程度（税込）のままであり、**割高感**につながっているのではないかと。

NHKヒアリング回答

第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題

- ⑧ 今後の衛星付加受信料の在り方については、現時点においてどのような方向で検討しているのか。

衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方については、保有するメディア全体（地上波・衛星波・インターネット）の状況を踏まえて検討すべき課題であると考えている。有識者の専門的な知見などを得ながら、引き続き研究を進めて、NHKとしての考え方を整理してまいりたい。

一般社団法人日本民間放送連盟からの意見

第8回資料8-2-1 「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）に対する意見」 抜粋

- さまざまな動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は、特に収入の少ない若年層にとっては過重な負担ではないかということです。

一般社団法人日本新聞協会からの意見

第8回資料8-3 「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）に対する意見」 抜粋

- 日本の受信料制度は受信機の設置にひもついて契約義務が生じるが、支払い義務が明文化されていない影響もあり、受信料を支払わずに視聴する「フリーライダー」の存在や、集合住宅などで契約の意図がないのに衛星放送を受信してしまう「受動受信」などの問題点が指摘されている。
- こうした状況を踏まえつつ、受信料改革＝受信料水準の見直しは、短期と中期に分けて進める必要があると考える。短期的な改革は不公平感の是正、例えば総括原価方式にもかかわらず地上契約とほぼ同額を徴収している衛星契約の見直しである。前述した業務範囲の抜本見直しと併せれば、受信料水準がより低廉になる可能性がある。

一般社団法人衛星放送協会からの意見

第8回資料8-4 一般社団法人衛星放送協会 説明資料 抜粋

- 受信料の検討は、必要と考えるが国民の負担の増加につながらないことが前提と考える。

第2章 受信料

(1) 受信料の水準と在り方

イ. 課題

受信料の水準は、一層の合理化・効率化に取り組んだ上で必要となる事業規模に見合う形で、適正に算定することが必要であると考えられる。

特に衛星付加受信料の在り方については、NHKが令和2年度中に策定予定の衛星波を現在の4波から3波に整理・削減する案を踏まえつつ、見直しを検討することが必要であると考えられる。その際には、いわゆる「受動受信」問題の影響を考慮することも必要であると考えられる。

また、人口減や若者のテレビ離れや有料の動画配信サービスの成長を含む視聴環境及び視聴形態の変化などを見据えた事業構造の見直しに対応した受信料の体系及び水準の見直しを具体化することについて、検討することも必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

中期経営計画においては、第1章1(2)で述べた必要な事業規模に加え、繰越金の使用見通しを明らかとした上で、受信料の水準及び体系を明らかとすることが期待される。

また、令和2年度中に策定される衛星波の整理・削減に向けた案を踏まえ、削減時期及び方法並びに事業支出の見通しを明らかとしつつ、今後の衛星付加受信料の在り方について、検討することが期待される。

さらには、世帯数の減少やテレビ保有率の低下といった環境変化による将来的な受信料収入への影響について見通しを明らかとし、中長期的な事業構造と受信料の水準及び体系を含む在り方を、経営委員会も含めて前広に具体的な検討をすることが期待される。

(参考)受信料制度の概要

■ 受信契約の締結義務(放送法第64条)

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

<受信料額>

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,260円	7,190円	13,990円
衛星契約	2,230円	12,730円	24,770円

(注)口座・クレジット払の受信料額を記載。また、衛星契約は、地上+衛星の受信料額。

- 平成18年12月1日から「家族割引」を導入
- 平成20年10月1日から訪問集金を廃止(口座振替等に統一)
- 平成21年2月1日から、2契約目以降の受信料を半額に割り引く「事業所割引」を導入、「家族割引」の対象を拡大
- 平成24年10月1日から地上、衛星契約ともに120円を引下げ
- 平成26年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更
- 令和元年10月1日からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き
- 令和2年10月1日から地上、衛星契約ともに2.5%引下げ予定

□ 受信料の額は国会が予算を承認することによって定める(放送法第70条第4項)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

受信料の法制上の位置付け

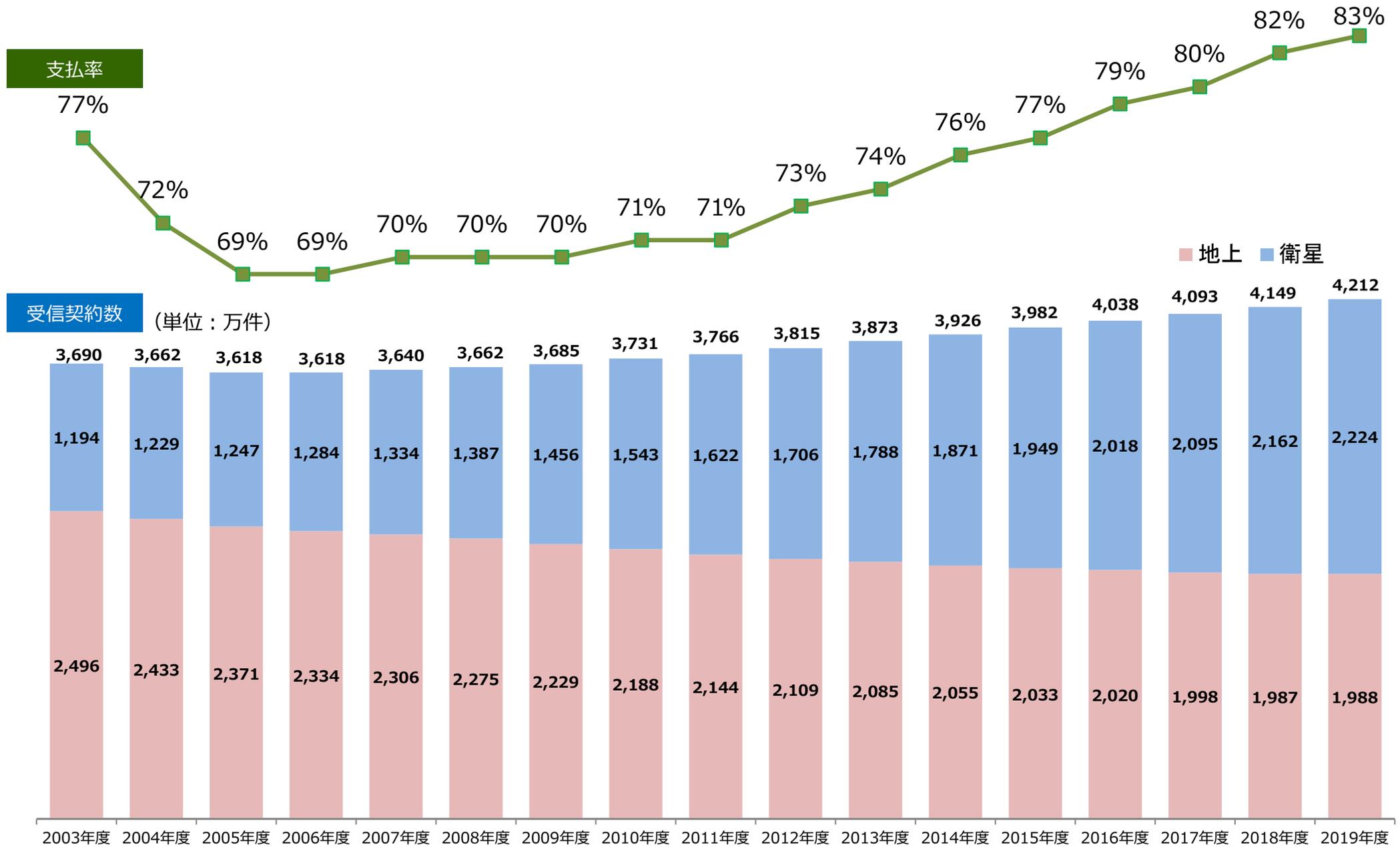
○ 臨時放送関係法制調査会答申(昭和39年9月)

“国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべき”

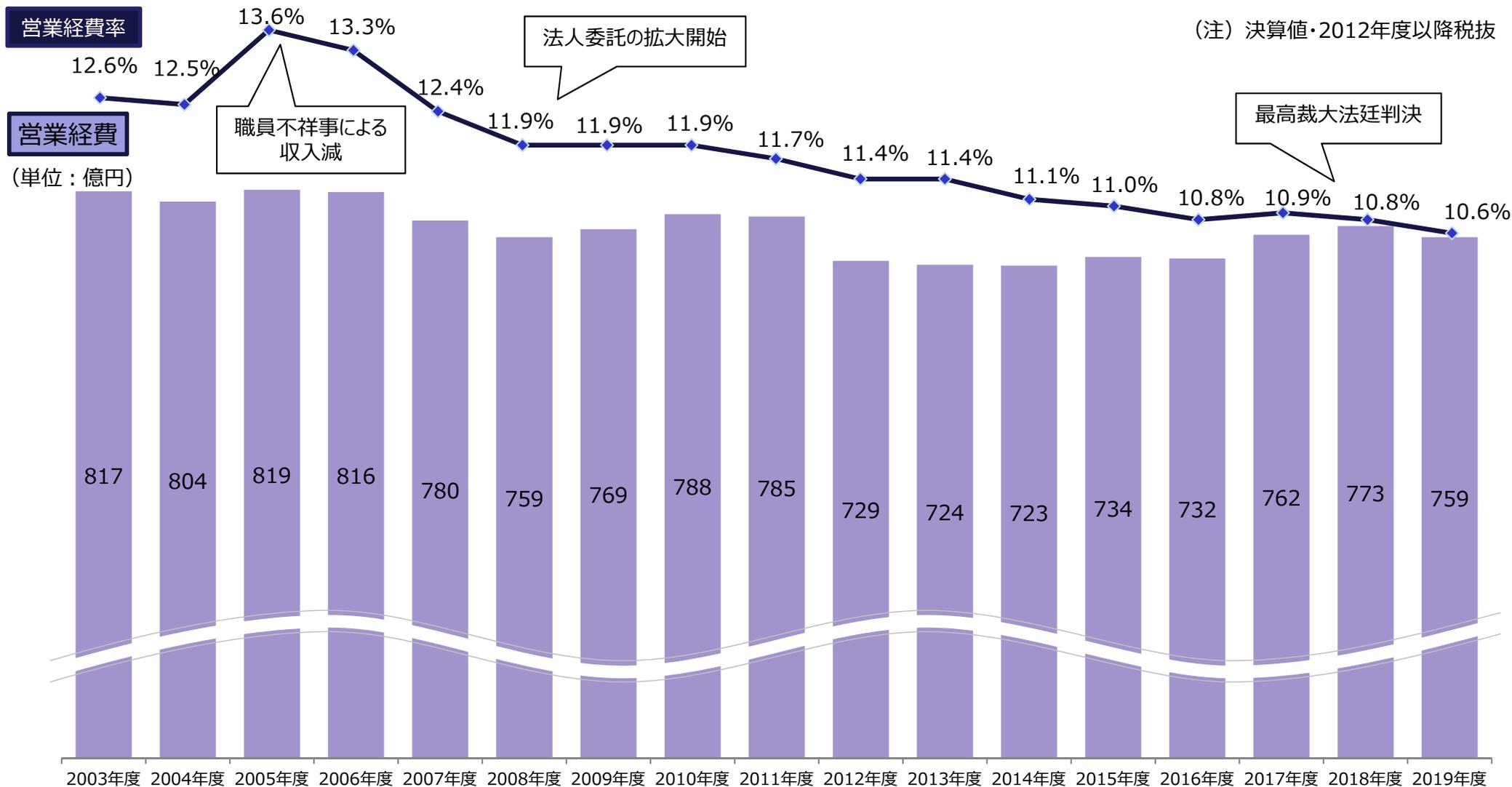
○ 内閣法制局長官答弁(昭和55年3月17日 参・予算委)

“公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであり”

(参考) 第2回(令和2年5月22日)会合NHK説明資料抜粋
 受信料の支払率と受信契約数の推移



(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会資料2-3-1 NHK提出資料より作成)



	点検・把握活動	面接活動 (コンタクト)	受信機設置確認	契約・支払いの説得
困難性	把握の困難性	面接の困難性	確認の困難性	説得の困難性
	1軒1軒訪問して転居の有無等について確認すること <u>(訪問巡回)</u> が必要	在宅率の低下、オートロック式共同住宅の増加等を背景に、契約勧奨のために <u>訪問しても、面接することが困難</u>	視聴者の申告に基づくテレビ設置(衛星受信機を含む)確認となり、 確実な設置把握が困難	説明を尽くしても、未視聴等を理由に 受信契約締結に応諾いただけない場合がある
主な制度的背景	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない(住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能)	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない(住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能)	NHKでは受信機設置の有無を知りえない(CASメッセージによる自主的な設置申出は限定的)	NHKでは、強制的な契約・支払いは求められない
2018年度実績値	年間訪問件数 1.4億回	面接率 (面接数/訪問数) 16%		契約率 (取次回数*/訪問数) 2%

* 新規契約、住所変更、衛星契約への変更、支払再開の合計数

※2018年度決算

固定的費用
請求・収納、管理に係る費用
348億円 (45%)

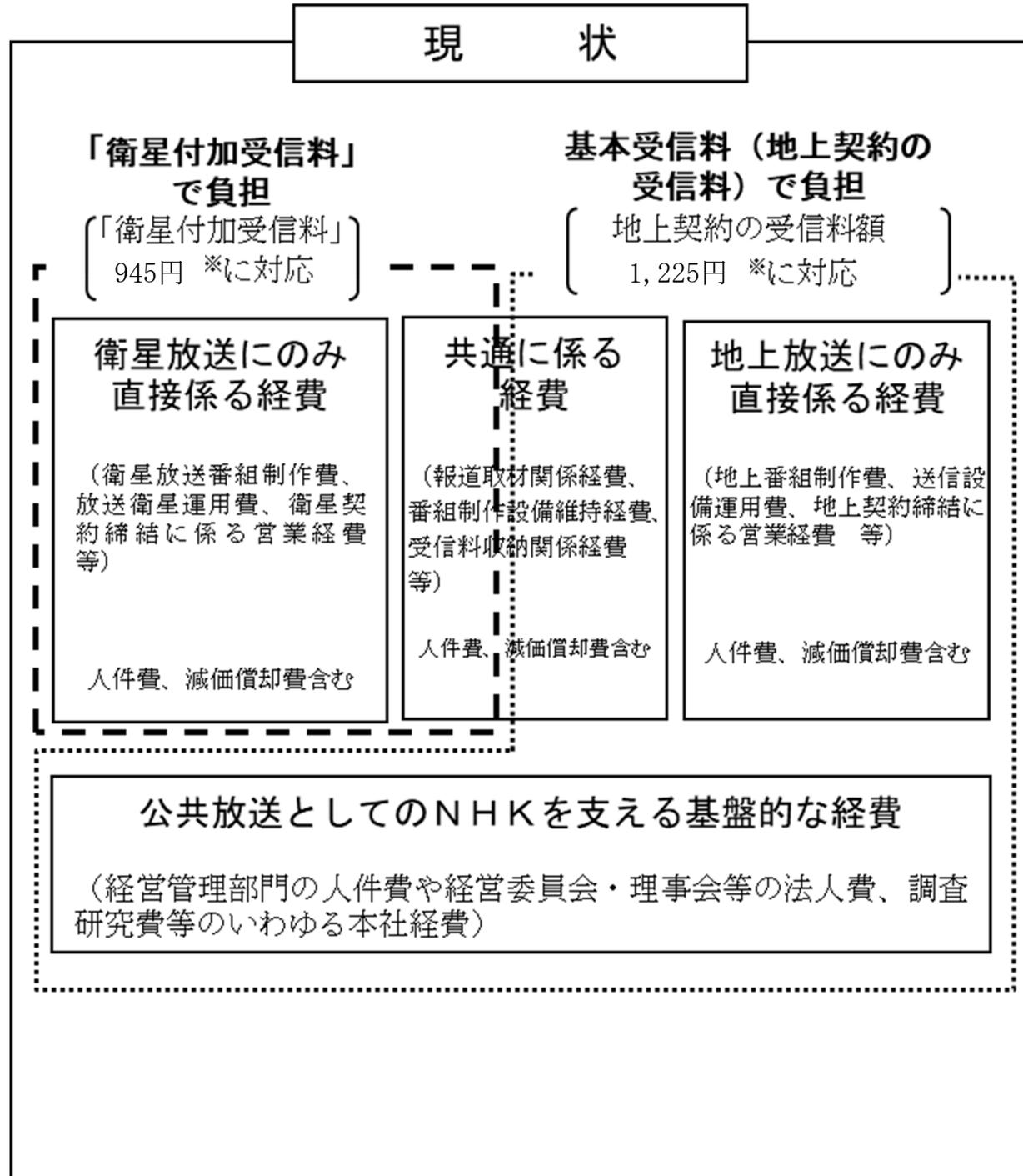
通常の請求・収納や事務情報処理、システム運用等に係る受信契約の管理のために必要な経費
(受信契約数の増加による変動あり)

変動的費用
未契約者・未収者対応等に係る費用
425億円 (55%)

未契約・未収者対応や契約者の異動把握等に係る公平負担の徹底、制度維持のために必要な経費
(契約・収納活動に連動)

地域スタッフや法人委託など 訪問要員への手数料	344億円
文書・電話等による契約勧奨 等に係る経費	81億円

**公平負担の徹底を図りつつ、
この費用をいかに圧縮できるかが課題**



※受信料額は税込

(参考)衛星放送に係る予算の推移

12

(単位 億円)

	平成20年度	平成30年度	令和2年度
衛星付加受信料収入	1308.7	1931.9	1954.0
衛星放送の実施に要する経費	1273.2	1894.5	2077.2
国内放送費	851.7	1231.4	1333.3
国内放送番組等配信費	—	—	0.7
契約収納費	148.0	222.7	233.7
受信対策費	2.6	1.7	1.7
広報費	2.3	1.2	1.5
調査研究費	—	0.8	0.7
給与	94.1	200.6	222.9
退職手当・厚生費	37.1	85.7	99.7
共通管理費	0.5	4.5	6.5
減価償却費	116.8	145.9	176.6
収支差額	35.5	3.7	△123.2

(参考)衛星放送に係る経費の費用配賦基準

(単位 億円)

区分	2年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準	
事業支出	7,354.1	2,077.2		
事業運営費	6,446.1	1,900.6		
国内放送費	3,437.3	1,333.3	衛星放送番組制作費	直課 配賦 ・五輪とW杯権料は受信契約件数比率 ・「大河ドラマ」「連続テレビ小説」の制作費は受信契約件数比率
			報道取材関係経費等	配賦 直課 配賦 ニュース放送時間比率 衛星放送関連資材費 共通経費は番組制作費比率等
			番組資材費等	
			衛星放送施設運用費	直課
			放送会館等施設運用費等	配賦 番組制作費比率等
国内放送番組等配信費	105.9	0.6		直課 衛星放送関連
契約収納費	641.9	233.7	衛星契約取次手数料、衛星対策促進費 契約収納業務運営費等	直課 配賦 口座振替等請求収納費、システム情報処理費は受信契約件数比率等
受信対策費	9.8	1.7		直課 配賦 衛星放送関連 受信相談業務費は受信相談処理件数比率
広報費	66.8	1.4		直課 配賦 衛星放送関連 公共放送広報費は受信契約件数比率
調査研究費	89.3	0.6		直課 衛星放送関連
共通管理費	174.8	6.5		配賦 ・固定資産税の配賦は減価償却費に準ずる ・納付消費税は受信料収入に占める衛星付加受信料相当分の比率
人件費	1,661.7	322.5		配賦 ・番組制作要員は業務実態を踏まえて配賦 ・その他の要員は番組直接費比率等
その他の経費	258.3	-		
減価償却費等	908.0	176.5		
減価償却費	868.0	176.5		直課 配賦 衛星放送専用設備 地上を含めた共通の番組制作・運行設備は番組制作費比率、波数比率等
その他の経費(財務費等)	40.0	-		

サービス	NHK 衛星 受信料	Netflix	NHK 地上 受信料	Hulu	Paravi	F O D プレミアム	TERASA	Amazon プライム ビデオ	YouTube	AvemaTV
月額 (税込)	2,170円	1,320円	1,225円	1,026円	1,017円	976円	618円	500円	広告付 無料	広告付 無料
年額 (注)	24,185円	15,840円	13,650円	12,312円	12,204円	11,712円	7,416円	6,000円		
備考	地上契約 含む、 口座・ク レジット 払の受信 料額を記 載。	上記はス タANDARD プラン(HD 画質、同 時2アクセ ス) ベーシック プランは 月額880円 (SD画質、 同時1アク セス)、 プレミアム プランは 月額1,980 円(4K画 質、同時4 アクセス)。	口座・ク レジット 払の受信 料額を記 載。			定額の雑 誌、漫画 サービス を含む。		速達配達、 定額の音 楽書籍 サービス を含む。	YouTube プレミアム (月額 1,180円 ～)プラ ンあり。	ABEMA プレミアム (月額 960円)プ ランあり。

(注)年額は月額(税込)に12を乗じた金額。一括払いなどによる割引は考慮していない。

(第2回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料2-4より月額等更新)

現状

- テレビ世帯保有率は、2010年から2020年の10年間で98.8%から93.8%までに減少。また、各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、3割超がテレビをリアルタイムで視聴しておらず、平日のインターネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている。
- インターネット活用業務の提供にあたっては、放送法第20条第10項第3号において、提供条件が、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことを求めている。
- NHKは、総合テレビ及びEテレの放送番組の同時配信及び見逃し番組をスマートフォン、タブレットやパソコンなどの端末を通じて提供する「NHKプラス」の提供を開始しているが、同サービスは受信契約を締結している契約者（事業所を除く）しか登録できず、受信設備を設置していない者については、同時配信では画面上に受信契約を確認するためのメッセージが表示され見逃し番組配信は利用できないこととなっている。また、有料インターネット配信業務（NHKオンデマンド）も実施。
- 2020年7月末時点では、「NHKプラス」のID登録完了数は約70万件、「NHKオンデマンド」の登録会員数は約282万人となっている。

課題

- テレビ保有世帯は減少傾向にあり、特に若年層においてテレビへの接触率が低下しているなど、いわゆる「**テレビ離れ**」が今後更に進むことが予想される中、現在の同時配信等サービスは、受信設備を設置した者しか登録できないため、「テレビ離れ」に対する対応としては限界があることから、受信設備を設置していない者も利用可能とすることも含めて検討することが必要ではないか。その場合には、**受信料制度との関係**についても整理が必要ではないか。
- また、視聴形態が多様化し、スマートフォンやタブレット、パソコンを通じた視聴等、パーソナライズされた視聴の増加が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴うライフスタイルの変化の中で、**受信料の徴収を「世帯」単位**としていることや**受信料徴収方法**についても検討が必要ではないか。

NHKヒアリング回答

第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題

- ② テレビ保有世帯の減少や若者のテレビ接触率の低下など、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進展することが予想される中、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」等のインターネットを通じた情報提供等により、NHKにおいてもテレビや公共放送の視聴をしない層にも伝達する努力が必要と考えられる。NHKとして、テレビを現在視聴していないあるいはNHKプラス等を利用していない層が、インターネット上で様々な動画配信サービスがある中で、NHKによるインターネット配信に関心を持つようにするために、インターネット業務の内容をどのようなものとすることが考えられるかについての展望があれば、現在の制度的条件にとらわれず、提示していただきたい。

放送と通信の融合が進む中において、テレビを持たない方に対して、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼される「情報の社会的基盤」という役割を果たしていく上で、重要な課題だと考えている。メディア環境の変化により、視聴者のコンテンツの視聴方法は多様化しており、時間や場所を選ばずに、最適な形態でサービスを提供するため、TVerも含め、インターネット上のさまざまなプラットフォームを介して、NHKのコンテンツに触れていただける機会を増やしていきたいと考えている。

5Gの普及などによる受信環境の高度化や視聴者のニーズをみながら、インターネット活用業務を視聴者のみなさまに関心を持っていただけるよう、より魅力的なサービスとして充実させていく必要があると考えている。

NHKヒアリング回答

第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題

- ⑦ 受信規約においては、受信機を設置した者を契約者として、世帯（「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」）単位ごとに契約を行うものとされているところ、家族の在り方や居住形態は多様化している中で、世帯を徴収単位とすることについて、現在及び将来の課題があると考えているか。

世帯を単位として受信契約のお手続きをいただくことについて、現在の営業活動において大きく課題となるようなことはないと考えているが、例えば、シェアハウスなど同一住居に別生計の方とお住まいの方から受信契約のお手続きをいただく場合には、受信機の設置状況等についてより丁寧に確認、説明するよう努めている。他方、家族のあり方や居住形態、視聴環境等がこれまで以上に早いスピードで多様化していることも承知しており、社会的納得性の高い契約単位のあり方について、実効性のある営業活動が持続的に担保できるかという観点も踏まえ、引き続き検討すべき課題であると認識している。

第1章 業務

(3)インターネット活用業務

③ 受信機を持たない視聴希望者等への対応

イ. 課題

受信設備を有しておらず、受信契約を締結する対象とならない者や事業所等について、同時配信や見逃し番組配信の視聴ニーズを踏まえつつ、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、今後の提供の在り方を検討することが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

受信機を持たない者等、現在、「NHKプラス」の提供対象となっていない者への同時配信・見逃し番組配信サービス提供については、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」の普及状況や評価に加え、提供対象となっていない者のニーズについても評価し、十分なニーズが認められると判断される場合には、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、検討することが期待される。

「計画期間中の収支と受信料の考え方」

○収支の見通しについて

(中略)

事業収入は、計画期間の初年度となる2021年度は、2020年度に実施した受信料値下げが通期で影響することに加え、新型コロナウイルス感染症に関する受信料の免除、訪問活動の制限や経済情勢悪化に伴う契約件数の減少等の影響により、2020年度予算比で300億円前後の大幅な減収を想定しています。現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今後の社会・経済状況を見通すことが難しいため、2022年度と2023年度については、2021年度の水準を維持することを想定しています。

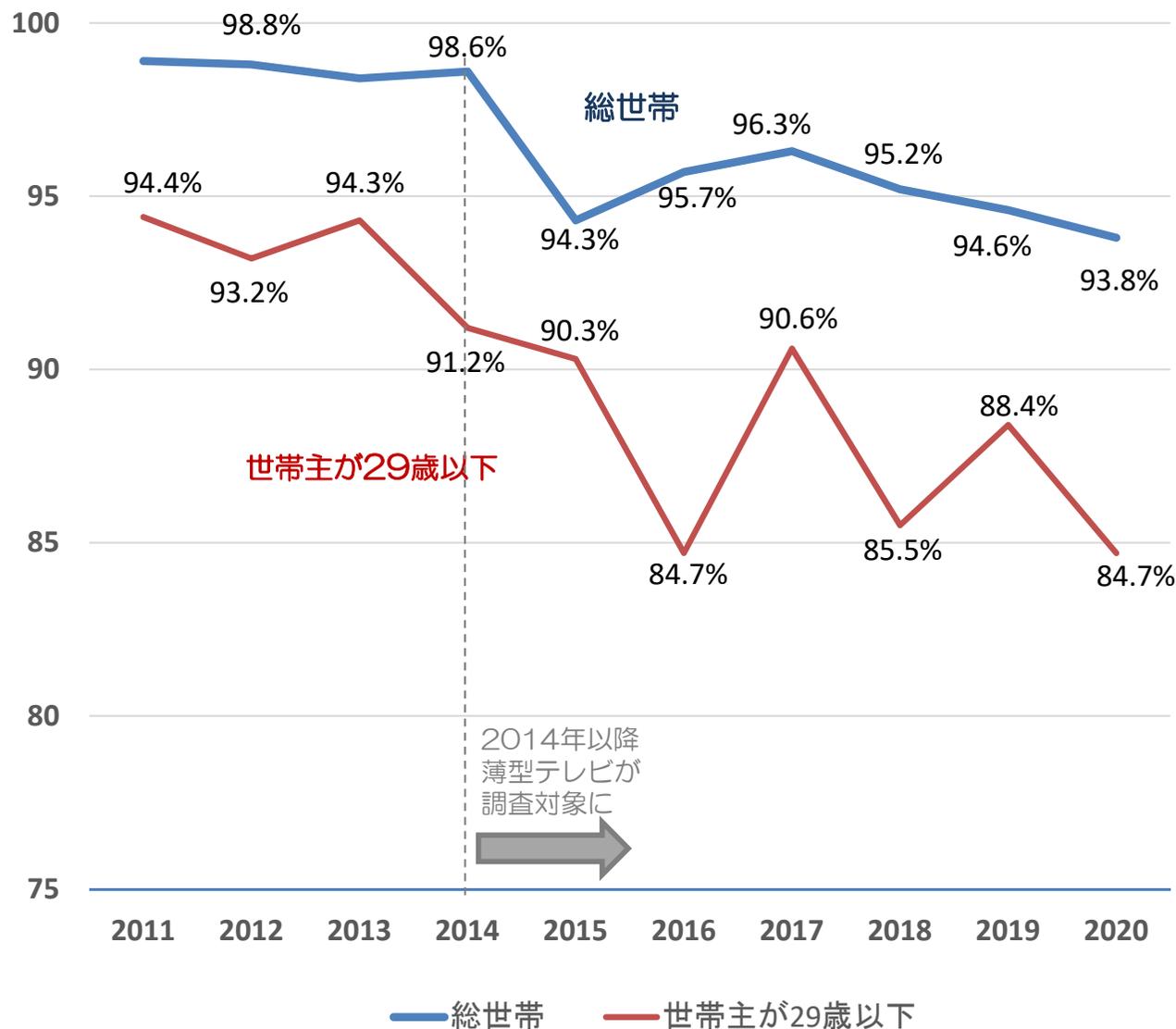
事業支出は、上記の考え方のもと、2022年度までに、2020年度予算比で400億円を超える支出の削減を行って、6,000億円台の規模に抑えます。一方で、「NHKらしい」多様で質の高いコンテンツの制作に充てる経費など、5つのキーフレームに基づく重点投資先にはきちんと投資し、メリハリをつけて対応します。また、新放送センター情報棟の整備や地域の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金を充当することにより対応します。

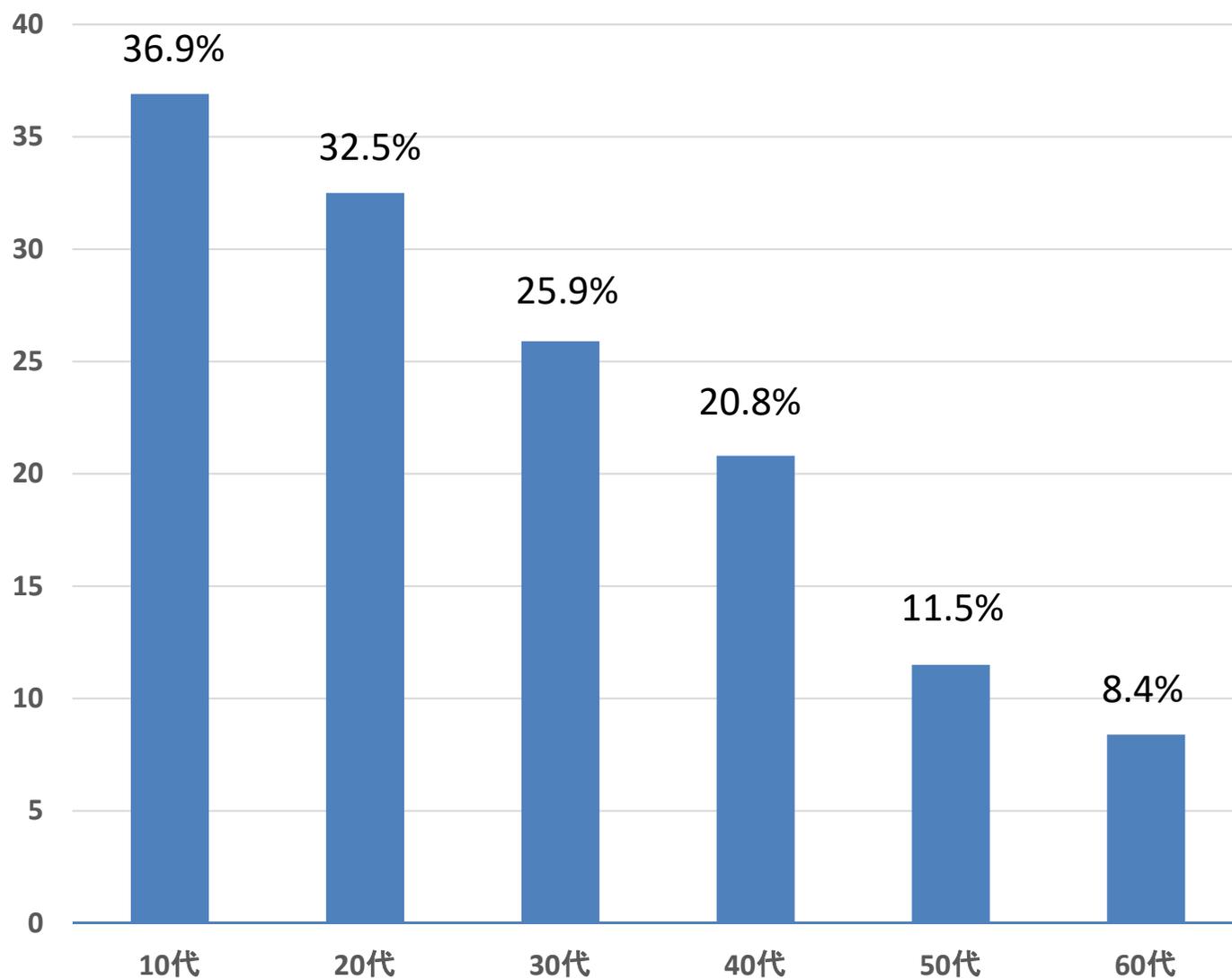
受信料水準は、以上の事業収入と事業支出の考え方に基づき、現行の料額を維持することとします。より質の高い「NHKらしい」コンテンツをお届けし、「受信料の価値の最大化」を図ります。

(参考)テレビ保有率の低下

- テレビ世帯保有率は、2009年から2020年の10年間で98.6%から93.8%へ減少。
- 若年層を中心に、テレビ保有率は低下傾向。世帯主が29歳以下の場合には84.7%である。

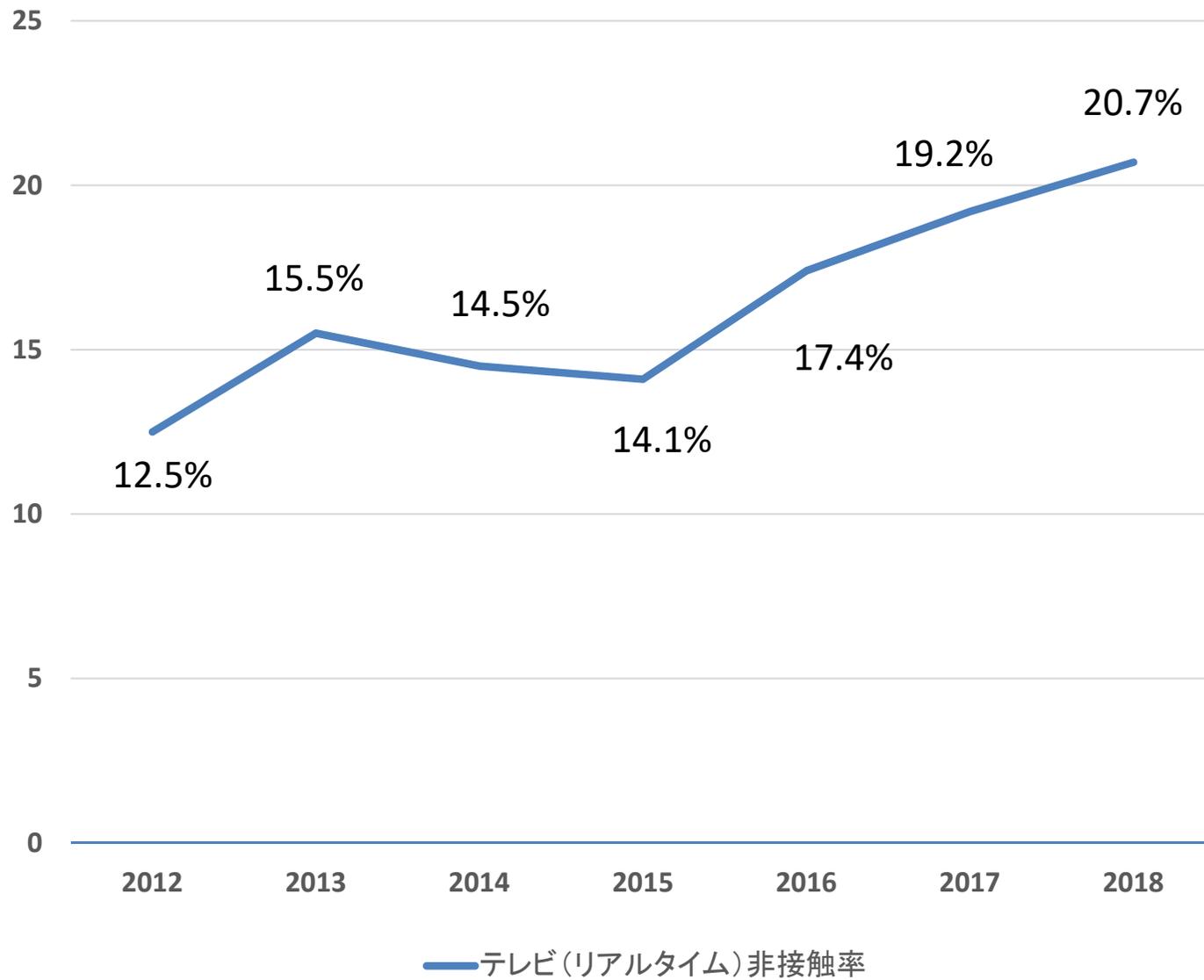
カラーテレビの保有率の推移





■ テレビ(リアルタイム)非接触率

※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。
※2018年の世代別内訳のデータを基に作成。



※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第二十条

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

- 受信料制度については、「負担の公平性」「営業費用」「受信料水準」が課題となっている。
- また、インターネットを通じたコンテンツの視聴など視聴形態が多様化し、「テレビ離れ」が進む中、受信設備に着目した制度の在り方が今後の課題となることが見込まれる。
- こうした受信料制度の在り方については、以下の表の論点が考えられる。
- また、「受信料制度の在り方」については、
 「業務の在り方」と統合的な費用負担の在り方を検討するとともに、
 - ・ 受信料の水準及び体系
 - ・ 支払率向上による負担の公平性
 に関して負担者となる国民・視聴者の納得感を得ることが重要と考えられる。

論 点	項 目
①繰越剰余金の受信料への還元制度	繰越剰余金の受信料への還元制度
②受信料の対象者に関する情報の取得・照会制度	(i) 受信契約締結義務
	(ii) 受信設備設置の通知及び不払い対策強化
	(iii) 居住者情報照会制度
	(iv) 受信設備非設置通知・未通知の者の設置推定
③受信料の負担者の義務の在り方	(i) 受信契約締結義務
	(ii) 支払義務の明確化
④インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方	(i) 受信設備設置者（現行制度）
	(ii) 受信設備設置者＋同時配信等サービス利用者（英国型）
	(iii) 全世帯・事業所（受信設備に無関係）（独国型）

論点整理(案)

	受信契約締結義務	受信設備設置通知 及び不払い対策強化	居住者情報照会制度	受信設備非設置通知・ 未通知の者の設置推定
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置した者は契約締結義務を負い、締結後に受信料を支払う契約上の義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置した場合の通知を制度化 ○未通知に対する民事的担保措置（不法に支払を免れた者に対する割増金）の適用など不払い対策を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○公益企業・自治体に、居住者情報の照会を可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置していない者も通知義務を負う ○未通知の者は、受信設備を設置していると推定する
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>受信設備設置者の理解</u>を得て、その負担により支えられるとの理念 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>支払率の向上につながり、負担の公平性がより確保される可能性</u> ○<u>受信料負担対象者のみが義務を負い、現行制度に比べ、実質的な追加負担にはならない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問前に郵送手続を先行させることにより<u>営業経費の効率化の可能性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住者情報照会制度と合わせ、<u>営業経費の効率化は可能</u>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備設置者のうち約2割が未契約であり、受信設備設置者間における<u>負担の公平性確保に課題</u>がある ○実態として訪問活動による受信機設置の確認が必要であり、<u>営業費用の効率化に限界</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○未通知の者にも訪問による受信設備設置の確認は必要であり、<u>営業費用の効率化は限定的</u> <p>※既に契約されている者は通知不要とすることが適当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○受信料負担対象者以外も照会対象となり、<u>権利侵害の程度が大きいおそれ</u> ○住所/氏名の特定が困難な者の<u>大量照会となり照会先に負担</u> ○未回答の場合、訪問による確認は必要であり、<u>営業費用の効率化は限定的</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信料負担対象者ではない受信設備の非設置者を含む、<u>国民全体に負担拡大</u> ○受信設備の非設置の通知及び未通知の者の設置推定ともに、<u>国民に負担を転嫁</u>

構成員からの指摘事項

【全体を通して】

- 「受信設備の未設置届出義務」と「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」を公平負担の理屈だけで進めるのは難しい。（第10回大谷構成員）
- 私法上の延長ではなく、公共放送の特質に基づいた、法律上の根拠に基づく届出義務、居住者情報の取得制度の要望と受け止めている。同意に基づかない個人情報取得は法令に基づく必要がある。社会の健全な情報を整備するために今の二元体制があると思う。届出義務・居住者情報がそのために必要かつ相当なのか。「未設置者」にどう納得してもらうのかを考える必要がある。また、現実的なやり方についても議論する必要がある。（第10回穴戸構成員）

【受信設備設置通知及び不払い対策強化について】

- 受信機を設置しているにも関わらず通知しない人への割増金はあると思う。受信機を設置したにもかかわらず届け出ず、契約締結をしないという場合の一種の損害賠償の予定と考えれば良いのではないか。（第10回小塚構成員）
- （未通知の場合の民事的担保措置について）遅延利息+割増金では二重取りとなってしまうのではないか。（第10回新美構成員）

構成員からの指摘事項

【居住者情報照会制度について】

- 契約対象者以外の居住者情報までを吸い上げるのは国民感情としては難しい。仮に、受信機設置の届出義務が担保措置を伴って導入されれば、居住者情報の取得制度までは必要ないのではないか。(第9回林構成員)
- 居住者情報の取得については、居住者情報の保有者から、意に反して第三者提供されないことが基本であり、同意をもととすべきだが、1300万世帯であれば理解は得にくい。同意取得には、NHKの業務に対する理解が必要。(第9回大谷構成員)
- 未契約者氏名の情報提供は個人情報侵害に当たらないのか。実際に設置していない者の不利益を上回る利益をどこに見出すのか。(第10回大谷構成員)
- 居住者情報の取得照会について初年度が900万件規模、2年目以降は300万件規模とあるが大規模ではないか。(第10回長田構成員)
- 居住者情報の取得について、法令に定めることは正道であるが、公益に適うものとして、必要かつ相当なものであることが求められる。また、その結果として具体的に何ができるのかを考えていく必要がある。(第9回穴戸構成員)
- NHKが未契約者の個人情報を取得可能とする場合の担保措置は法律で明記する必要がある。(第10回多賀谷構成員)

構成員からの指摘事項

【受信設備非設置通知・未通知の者の設置推定について】

- 「未設置者」に対して「未設置」の届出を課することは難しい。国民感情からも、テレビは不要という方に申告させることは理解が得られない。その上、届出がなければテレビを設置していると推定され（NHKから）訴訟提起までされるのは、「未設置者」には一方的に不利益。（第10回林構成員）
- 「未設置者」の届出義務は何を根拠にするのか。不作為の不法行為には作為義務が必要であり、契約義務を前提として構成することは困難。（第10回新美構成員）
- 法律を改正せずとも、「未設置者」が届け出る制度は作れないのか。訪問による様々なトラブルを解決する方法は訪問しないことだけなのかどうか検討が必要。（第10回長田構成員）
- そもそも設置の届出義務と担保措置が認められれば、「未設置」の届出義務を導入しなくとも訪問によらない営業は可能ではないか。一足飛びに制度整備を実現するのではなく、世論も見つつ、効果を検証しつつ進めるべき。（第10回林構成員）

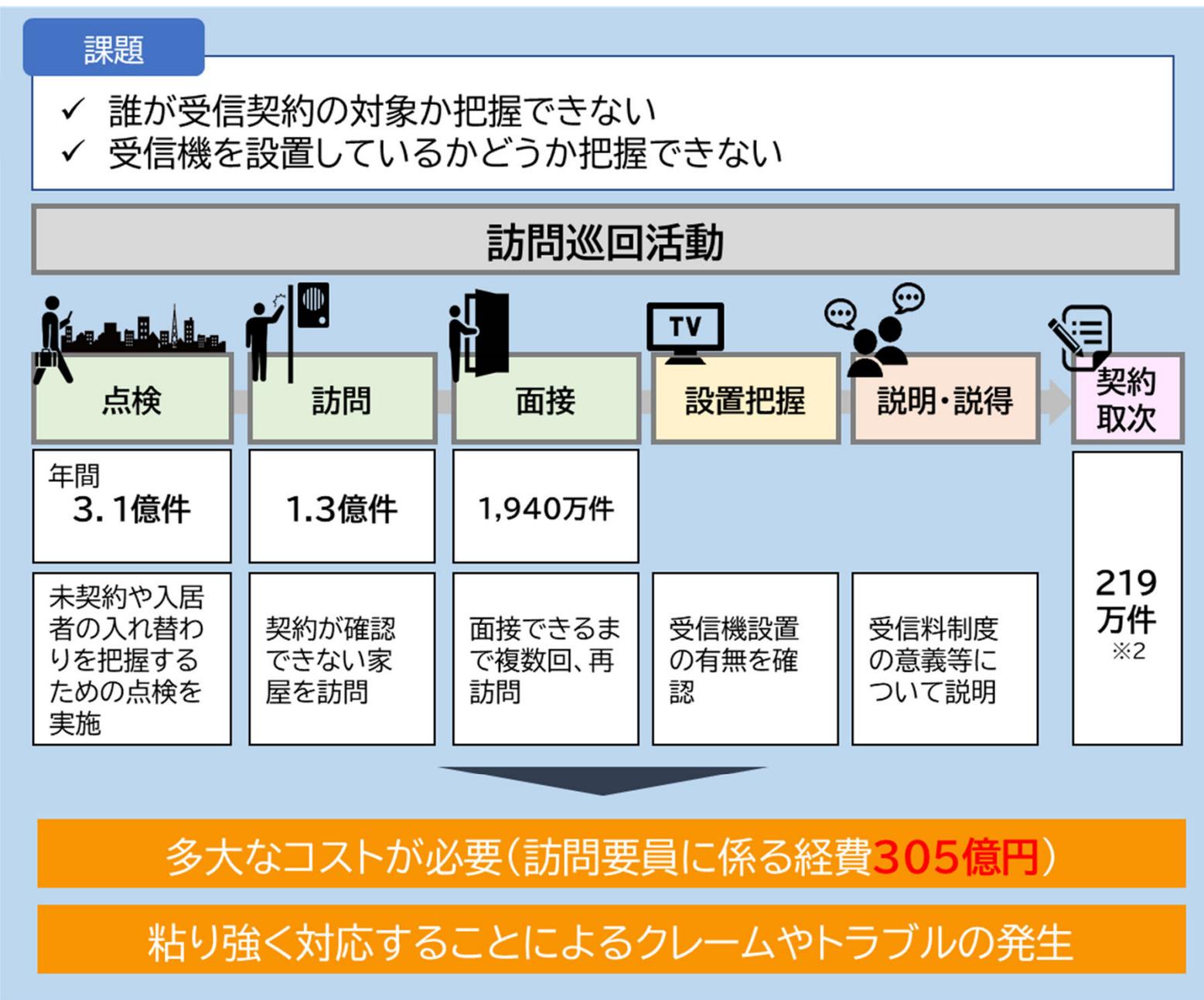
「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入①

総世帯数5,523万

未契約等
 (未契約・テレビ設置なし等)
 1,372万^{※1}

契約世帯
 4,151万

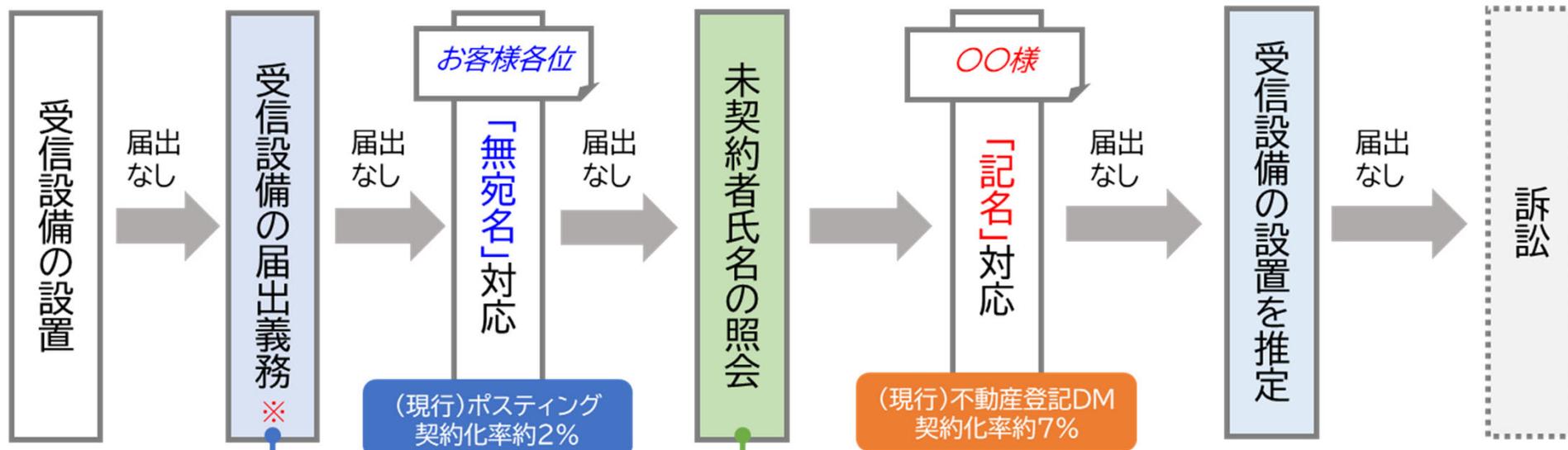
世帯支払率
 82%



※ 本資料内の数値はすべて2019年度 ※1 NHK推計値 ※2 訪問による新規契約・住所変更、地上契約から衛星契約への変更、支払再開取次の合計数

「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入②

担保措置を伴う「受信設備の設置届出義務(設置推定・未設置申告)」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」がセットで制度整備されることではじめて、「訪問によらない営業活動」を実現することができ、未契約者に対する公平負担の徹底と営業経費の大幅削減、そして訪問をめぐるクレーム等の抑止が可能となる



(公平負担の徹底)

- ✓ 受信機の設置届出義務(設置推定)による契約促進効果

(クレーム抑止)

- ✓ 未設置の方に対しても設置確認のための訪問活動を繰り返すことによるクレーム・トラブルの抑止が可能となる

(公平負担の徹底)

- ✓ 氏名の特定による契約促進効果(無記名の3倍以上)

(営業経費の削減)

- ✓ 点検活動(年間3.1億件)が原則不要になる
- ✓ 訪問活動(年間1.3億件)に代えて、郵送によるご案内が可能となる

(クレーム抑止)

- ✓ 面接するための訪問活動を繰り返すことによるクレーム・トラブルの抑止が可能となる

セットでの制度整備により、公平負担の徹底、営業経費の大幅削減、クレーム抑止が可能に

○日本放送協会放送受信規約

(放送受信契約者の義務違反)

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

(1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき

(2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

○電話サービス契約約款(平成11年東企営第99-1号)(NTT東日本)

(割増金)

第79条 契約者又は公衆電話の利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

○電気需給約款[低圧](東京電力エナジーパートナー株式会社)

25 違約金

(1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用したことにより料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社はその免れた額の3倍を違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この受給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間とします。

- 法令において第三者に照会・報告を求める制度については、主体別に
 - ①行政機関（大臣、市町村長、税務署長、少年院の長等）
 - ②司法関係機関（警察・検察（捜査関係事項照会）、裁判所、弁護士会等）
 - ③特別の機関（預金保険機構、社会保険診療報酬支払基金等）
- 等がある。

①行政機関が主体の照会・報告制度の例

○関税法(昭和二十九年法律第六十一号)

(質問、検査又は領置等)

第一百九条 (略)

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

②司法関係機関が主体の照会・報告制度の例

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)

第九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百七十九条 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第五百七条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)

(報告の請求)

第二十三条の二 (略)

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

③特別の機関が主体の照会制度の例

○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(報告等)

第百六十三条 支払基金は、医療保険者に対し、毎年度、医療保険加入者（四十歳以上六十五歳未満のものに限る。）の数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百六十条第一項第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

※支払基金・・・社会保険診療報酬支払基金

○預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

(報告の徴求)

第百条 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、承継銀行に対し、承継協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

※機構・・・預金保険機構

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
受信機設置等の申告	<p>△</p> <p>免許なく受信機設置又は使用は禁止 (通信法363条1項及び365条1項)</p>	<p>○</p> <p>住居等の占有は30日以内に申告</p>	<p>○</p> <p>税金申告期限に受信機未設置者が申告 (租税一般法典1605条)</p>	<p>○</p> <p>受信機設置30日以内に申告 (放送法64条)</p>	<p>△</p> <p>受信設備を設置した者は契約 (放送法64条1項)</p>
未申告への担保措置	<p>○</p> <p>1000ポンド以下の罰金</p> <p>罰金未納の場合、訴追により刑務所収監</p>	<p>○</p> <p>1000ユーロ以下の過料 (1か月以上未届け)</p>	<p>○</p> <p>150ユーロの罰金</p>	<p>○</p> <p>受信料1年分相当の追徴金 (KBSが徴収し、国税滞納処分が可能)</p>	<p>×</p>
その他の情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局の住所情報、その他商用データベース情報を利用 令状を受け、警察官立会いの下、不動産等への立入等が可能 違反行為を捕捉するための探知行為も可能 	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録情報(死亡・転居等情報含む)を利用 住民登録局、商業登記簿、営業登記簿、土地登記局等の公共機関の情報、アドレス販売業者等の非公共機関の情報の利用が可能 (放送負担金州間協定11条4項) 	<ul style="list-style-type: none"> 住居税支払者情報等を利用 受信機の販売者等には、購入日・購入者情報の税務当局への30日以内の送付義務 ケーブル・衛星等有料放送事業者には、税務当局の求めに応じ、加入者情報の提出義務 	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金支払者情報を利用 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問員が個別に巡回訪問し、居住や受信設備の設置状況を確認 衛星放送の場合には設置確認メッセージ表示 住民票除票の請求や不動産登記情報の活用

	受信契約締結義務	支払義務の明確化
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置した者は契約締結義務を負い、締結後に受信料を支払う契約上の義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置した者は受信料を支払うべき私法上の義務を負う旨を明確化
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>受信設備設置者の理解</u>を得て、その負担により支えられるとの理念 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>公共放送を受信設備を設置した者全体で支える</u>との趣旨を明確化 ○受信料支払いに対する意識が向上し、<u>負担の公平性がより確保される</u>可能性
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備設置者のうち約2割が未契約と見込まれ、受信設備設置者間における<u>負担の公平性確保に課題</u>がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共放送が視聴者全体の負担により支えられるものであることについて、<u>より説明責任を果たすことが必要</u>
受信設備設置の通知義務との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○契約締結に基づき義務が発生するため、<u>契約を締結しない者</u>には受信設備設置の通知をしない場合の<u>民事的担保が適用できない</u> ○受信設備を設置した者に、<u>契約締結に加え、通知を併せて求める</u>こととなる 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置した段階で義務を負う構成は、未通知の場合に<u>民事的担保措置</u>を適用可能とすることと<u>整合的</u> ○通知により受信設備を設置した者が明らかとなり、<u>支払率の向上につながる</u>ことが期待される

構成員からの指摘事項

(第10回)

- 支払い義務の明確化や、受信設備の設置届出義務と未契約者氏名等（居住者情報）のパッケージは、繰越剰余金の還元が明確にされることが前提。（大谷構成員）
- 支払義務の明確化は、私法上の契約関係が成立した状態を維持したまま、その契約上に発生する義務なのか、法律に根拠を持つ民事債権なのか。契約という意思が介在する現行制度を、法律に根拠を持つ民事債権に変えるとなると放送制度全体に関わる大きな議論になる。（小塚構成員）
- 支払義務化は、契約上の義務として位置づける必要があるが、改正民法527条の意思実現行為による契約成立として考えても良いのではないか。（新美構成員）
- 放送法は国とNHK、NHKと公衆の関係を規律するもの。NHKと個々の受信者の関係は私法的な受信規約で規律しているが、受信機設置後ただちに受信料支払い義務を課すのは大変で、かつ届出義務より強制的。支払義務は、契約関係を維持した上で、意思表示の「みなし」くらいまでではないか。結果、支払義務と届出義務と併せて、受信者保護の規定を放送法に置くべきだと思う。（穴戸構成員）
- 憲法84条の租税法律主義とどう整理するのか。受信料は特別負担で対価性がなく、より租税の性格が大きいとすれば、受信料額の決定には国会の関与が必要。（穴戸構成員）



契約締結義務にとどまる限り、**契約を締結していない者が通知しない場合、NHKはペナルティを課すことができない**

通知しないことにより不法に支払を免れた者に割増金を課すことで、NHKはペナルティを課すことができる

放送法制定時の検討経緯

- 我が国の放送法では、「日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、その聴取料(現受信料)の徴収を継続していくことということが、おそらく不可能になるだろうということは予想される」のであり、「強制的に国民と日本放送協会の間、聴取契約(現受信契約)を結ばなければならないという条項が必要であること」から、受信契約の締結義務を採用している。

(昭和25年2月衆議院電気通信委員会における電波庁長官答弁)

- 放送法の検討過程においては、「当初、受信機を設置する場合には、逋信省への届け出が必要であり、それとともに受信料の支払い義務が発生するという案が示された」ものの、「GHQの方針のもと、受信機設置の国への届け出の義務がなくなり、受信契約についても、受信機設置によって即契約が成立するものから、日本放送協会と受信者との間の契約義務が発生するものへと変化」するとともに、「受信料確保のための強制措置という要素を極力減らし、あくまでも受信者と日本放送協会との「契約」を重視するという方向に内容が変化」している。

(村上聖一「放送法・受信料関連規定の成立過程～占領期の資料分析から～」(放送研究と調査、平成26年5月))

「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書（平成18年6月6日）概要

(受信料制度の改革)

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等そのまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

(NHK関連)

- ・ NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

受信料支払義務化の見送り

(菅総務大臣閣議後会見(平成19年3月23日)抜粋)

- ・ NHKが、受信料引き下げも視野に入れた経営計画を本年の9月に提出するという状況下においては、受信料支払義務化だけ先行することは、到底、国民の理解を得られない。

1. 受信料制度の趣旨

放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない。

上記の目的を実現するため、放送法は、前記のとおり、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとしたものである。そして、同法は、二本立て体制の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、原告を、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。

放送法が、前記のとおり、原告につき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（20条4項、83条1項）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。すなわち、上記の財源についての仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、現実に原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない。

2. 受信料制度の憲法上の立法裁量

(中略) 具体的にいかなる制度を構築するのが適切であるかについては、憲法上一義的に定まるものではなく、憲法21条の趣旨を具体化する前記の放送法の目的を実現するのにふさわしい制度を、国会において検討して定めることとなり、そこには、その意味での立法裁量が認められてしかるべきであるといえる。

そして、公共放送事業者と民間放送事業者との二本立て体制の下において、前者を担うものとして原告を存立させ、これを民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体たらしめるためその財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、前記のとおり、憲法21条の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであると解されるのであり、かつ、放送をめぐる環境の変化が生じつつあるとしても、なおその合理性が 今日までに失われたとする事情も見いだせないのであるから、これが憲法上許容される立法裁量の範囲内にあることは、明らかというべきである。

3. 契約締結義務の憲法上の許容性

受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、前記のとおり、原告が、基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことから、相当な方法であるといえる。

4. 受信契約の理解を得る努力

しかし、放送法による二本立て体制の下での公共放送を担う原告の財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、原告が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。

5. 放送受信規約の明確性・適正性

しかし、受信契約の最も重要な要素である受信料額については、国会が原告の毎事業年度の収支予算を承認することによって定めるものとされ（放送法70条4項）、また、受信契約の条項はあらかじめ総務大臣（同法制定当時においては電波監理委員会）の認可を受けなければならないものとされ（同法64条3項。同法制定当時においては32条3項）、総務大臣は、その認可について電波監理審議会に諮問しなければならないものとされているのであって（同法177条1項2号）、同法は、このようにして定まる受信契約の内容が、同法に定められた原告の目的にかなうものであることを予定していることは明らかである。同法には、受信契約の条項についての総務大臣の認可の基準を定めた規定がないとはいえ、前記のとおり、放送法施行規則23条が、受信契約の条項には、少なくとも、受信契約の締結方法、受信契約の単位、受信料の徴収方法等の事項を定めるものと規定しており、原告の策定した放送受信規約に、これらの事項に関する条項が明確に定められ、その内容が前記の受信契約の締結強制の趣旨に照らして適正なものであり、受信設備設置者間の公平が図られていることが求められる仕組みとなっている。また、上記以外の事項に関する条項は、適正・公平な受信料徴収のために必要なものに限られると解される。

平成18年の最高裁判決の要旨

- 平成18年の最高裁判決(旭川市国民健康保険条例事件(最大判平成18年3月1日))においては、租税以外の公課についても、憲法第84条の課税要件及び賦課徴収の手続が明確に定められるべきとの趣旨が及びうるとした。
- 判決においては、その賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなど規律の在り方については、①公課の性質、②賦課徴収の目的、③その強制の度合い等を総合的に判断すべきものとした。

憲法第84条と受信料制度との関係

- 受信料については、受信設備を設置するかは国民各自の自由に委ねられ、国、地方公共団体ではなく、NHKが徴収し、滞納処分の例による強制徴収が認められていない点において、租税とは大きく異なる。
- また、受信料額が国会の承認により定めることとされ、その他の詳細を定める契約の条項について総務大臣の認可を受けることとされている点については、憲法第84条との関係についてはではないものの、平成29年の最高裁判決(最大判平成29年12月6日)において、受信契約に受信料の徴収方法等に関する条項が明確に定められ、その内容が締結強制の趣旨に照らして適正なものであり、受信設備設置者間の公平が図られていることが求められる仕組みとなっているとされている。

2 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付ではなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する「租税」に当たるといふべきである。

(中略)市町村が行う国民健康保険の保険料は、これと異なり、被保険者において保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収されるものである。

(中略)また、国民健康保険料が強制加入とされ、強制徴収されるのは、保険給付を受ける被保険者なるべく保険事故を生ずべき者の全部とし、保険事故により生ずる個人の経済的損害を加入者相互において分担すべきであるとする社会保険としての国民健康保険の目的及び性質に由来するといふべきものである。

したがって、上記保険料に憲法84条の規定が直接に適用されることはないといふべきである(略)。

3 (略)国、地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がされるべきものと解すべきであり、憲法84条に規定する租税ではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた上記のような法原則のらち外にあると判断することは相当ではない。そして、租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その場合であっても、租税以外の公課は、租税とその性質が共通する点や異なる点があり、また、賦課徴収の目的に応じて多種多様であるから、賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。

市町村が徴収する国民健康保険料は、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類する性質を有するため、憲法84条の租税法律主義の趣旨が及ぶと解すべきであるが、国民健康保険料は用途が限定されており、各自治体の条例において賦課要件がどの程度明確に定められるべきかは、社会保険としての国民健康保険の目的や賦課徴収の強制の度合い等を総合考慮して判断する必要がある。(以下略)

現状

- 放送法において、NHKの出資については、資金が受信料で賄われていることから、総務大臣の認可が必要となっている。
- 出資の対象は法律又は政令で定められるNHKの業務と密接に関連するものに限定されている。
- NHKでは、経営委員会の内部統制議決において、子会社又は関連会社が政令で定める範囲の業務を営むことを原則とすることを定めている。
- NHKから出資を受けた、子会社の数は、平成12年度の38社から令和2年4月には11社に減少。この他、最近5年間で、2件の出資認可が行われている。

NHKの要望

- グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、中間持株会社を設置したい。
- 業務の重複排除、迅速な再配置、子会社役員削減や子会社人事の集約など現行でも合理化等は可能だが、持株会社体制への移行を核としたNHKグループ改革を実現可能とする放送法改正をお願いしたい。

課題

- 放送法改正を行う前提として、中間持株会社の導入によるコスト面も含むメリットや階層が増えることでガバナンスに影響が生じないかについて、国民・視聴者に対しても明確に説明できることが必要ではないか。
- 現在の放送法におけるNHKの出資の認可は、直接出資を対象としており、間接出資を想定していない。このため、NHKが中間持株会社を設立する場合、NHKの出資の必要性のチェックによる関連会社等の肥大化防止や業務密接性の確保が間接的なものとなることから、この確保の在り方について制度的担保が必要ではないか。

構成員からの指摘事項

(第10回)

- 中間持株会社制度の導入は、階層が増え、ガバナンスが及びにくくならないか。
(林構成員)
- 中間持株会社の設置によるコスト削減の明示が必要。(新美構成員)
- 中間持株会社の利点が不明。合併・統合でも良く、それが非営利団体だから難しいという理由も分からない。(西田構成員)

■ グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、**中間持株会社を設置したい**

● **課題**

現在は、受信料による出資先の株主としてのコントロールの色彩が強いが、重複排除・再編等は、グリップをきかせて業務の中身に踏み込む必要がある

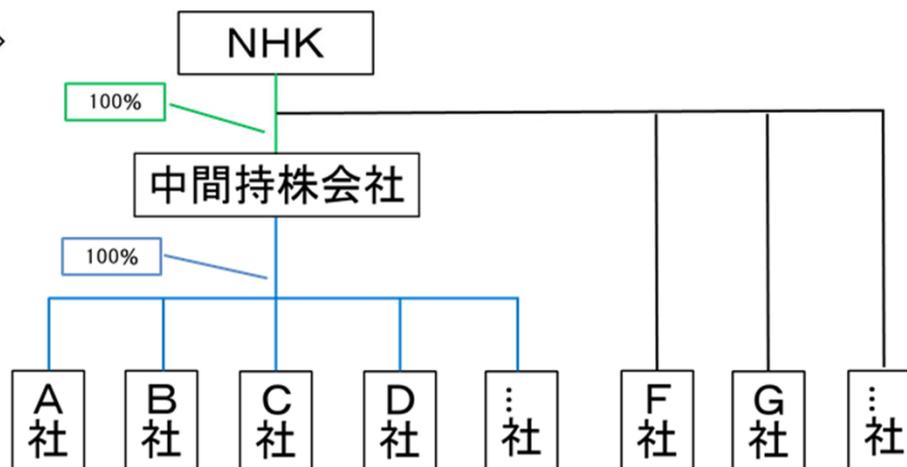
● **対策**

これを、非営利の特殊法人であるNHKの側のみで行うのは困難であるため、子会社の側に一元管理できる「中間持株会社」を置きたい

● **効果**

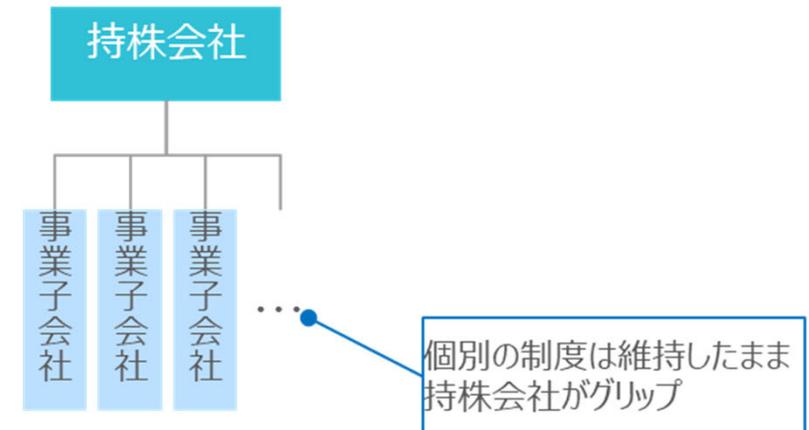
業務の重複排除、迅速な再配置、子会社役員数の削減や子会社人事権の集約など
現行でも合理化等は可能だが、持株会社設置で**改革をスピードアップ**したい

検討の基本形(イメージ)⇒



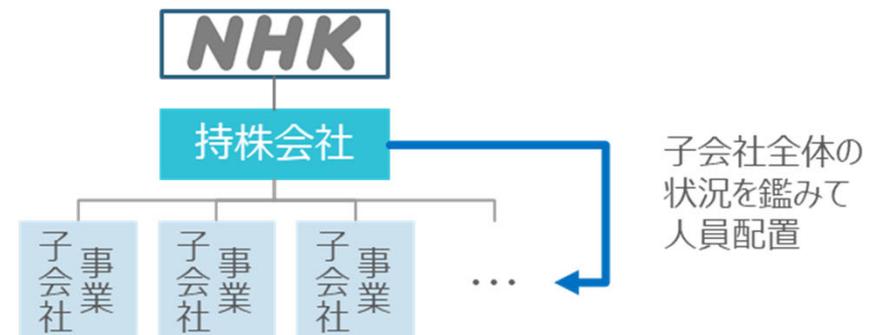
■ メリット① 組織の迅速な最適化

- 持株会社傘下に事業子会社を置くことで、俯瞰的な視点から最適な管理軸を判断でき、**迅速な再配置が可能**
⇒環境に合わせて管理軸を柔軟に変更可能（個別合併では、1年以上かかる各種統合手続を迅速化）
- 子会社を個々のまま持株傘下に置くことで、**従来の制度を維持したままグループ全体管理が可能**
⇒会社間の制度の違いを維持したまま、統一ガバナンスの強化を実現



■ メリット② 共通機能の集約

- 持株会社にグループ経営、子会社に事業運営という形で、役割を切り離すことで**必要な役員数の削減が可能**⇒一定数必要な子会社各社の役員につき、大幅に削減して集約が可能
- 持株会社に子会社の人事権等を集約することで、**グループ全体で最適なガバナンスを実現**



●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法）

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

- 一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
- 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2・3 （略）

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(出資の対象)

●放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）

第二条 法第二十二条に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
- 三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第十二号に掲げるものを除く。）

- 十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等（次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）
- 十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十四 次のいずれかに該当する業務に係る事業
 - イ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下この号において「機構」という。）が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下この号において「機構法」という。）第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業（機構法第二条第二項に規定する対象事業をいう。以下この号において同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者の派遣を行うもの
 - ロ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、協会の委託により、対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）に対し、協会がその放送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者を提供することについてのあつせんを行うもの
 - ハ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）の放送に従事する者の養成を行うもの

子会社11社(R2.4.1現在)

- (株) NHKエンタープライズ
- (株) NHKエデュケーショナル
- (株) NHKグローバルメディアサービス
- (株) 日本国際放送
- (株) NHKプロモーション
- (株) NHKアート
- (株) NHKテクノロジーズ
- (株) NHK出版
- (株) NHKビジネスクリエイト
- (株) NHK文化センター
- NHK営業サービス (株)

最近の出資認可の状況

(直近5年)

- 平成28年7月 (株) J I C T (海外通信・放送・郵便事業支援機構) に増資 (政令14号)
- 令和2年1月 J O C D N (株) に出資 (政令10号)

検討の方向性(案)

現状

- NHKの繰越剰余金は、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続き、2014年度の876億円（事業支出で13.5%）から2019年度には1,280億円（事業支出比で17.9%）と増加傾向にある。

NHKの要望

- 経営効率化による剰余金を積み立て、「受信料の値下げの原資」を明確化するため、（省令改正により）受信料還元に関する科目を設定して頂きたい。

課題

- 既存業務の不断の見直しによる経営効率化により、剰余金が蓄積された場合には、国民・視聴者の納得感を得るためにも、受信料を通じた還元に取り組むことが必要ではないか。
- 繰越剰余金の一定部分を受信料還元の目的の積立金とする場合、受信料を通じた適切な還元を確保するため、積立金を可能とするだけでなく、還元が確実に実施される仕組みを導入することが必要ではないか。
- 一方で、安定的な経営の観点から、一定程度の繰越剰余金額の留保も考慮すべきではないか。

検討の方向性(案)

- 繰越剰余金を受信料の引下げにより視聴者に還元されるようにするため、一定水準を超える繰越剰余金については、還元目的のための「積立金」勘定に計上し、次の中期経営計画の期間において積立金を受信料の引下げに充当することを具体的に制度化することが適当ではないか。
- 留保が認められる繰越剰余金の水準については、国民・視聴者の意見を踏まえ、適正な水準とすることが適当ではないか。
- また、積立金がある場合に、受信料の引下げに充当しないときには、国民・視聴者に対してその理由を説明する義務を設けることが適当ではないか。

構成員からの指摘事項

(第10回)

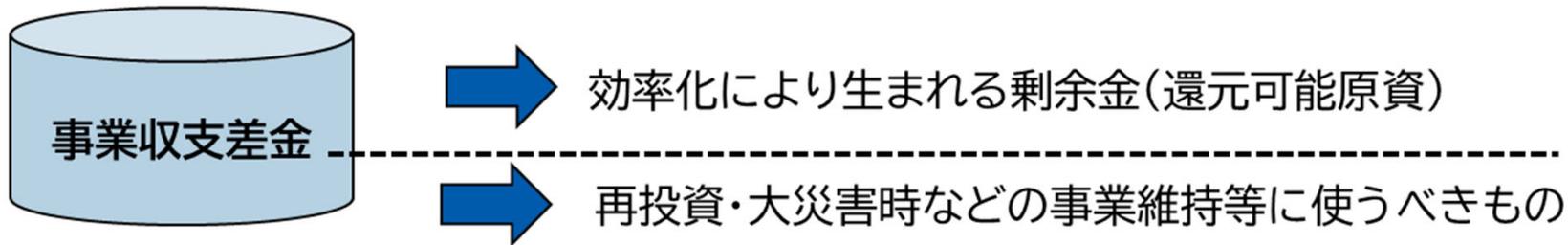
- 一定の水準まで剰余金の貯蓄があれば、受信料に還元する制度を取り入れるべき。一定の水準を超えた場合、中期経営計画などで、なぜ受信料を引き下げないのかについて、明示的な説明義務を放送法に設けるべき。(宍戸構成員)
- 受信料還元のための科目の新設については理解できるが、事業収支差金の振り分けのルールはどうなっているのか。(関口構成員)

- 現状、事業収支差金は、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰越している（例：2019年度）

区分	予算額	決算額
事業収入	7,247	7,384
うち受信料	7,032	7,115
事業支出	7,277	7,163
事業収支差金	△ 30	220

➡ 財政安定のための繰越金へ

- 事業収支差金には、財政の安定のために繰り越しているものと、効率化等の経営努力による剰余金として、“還元可能原資”にあてられるもの等が混在している(以下、イメージ図)



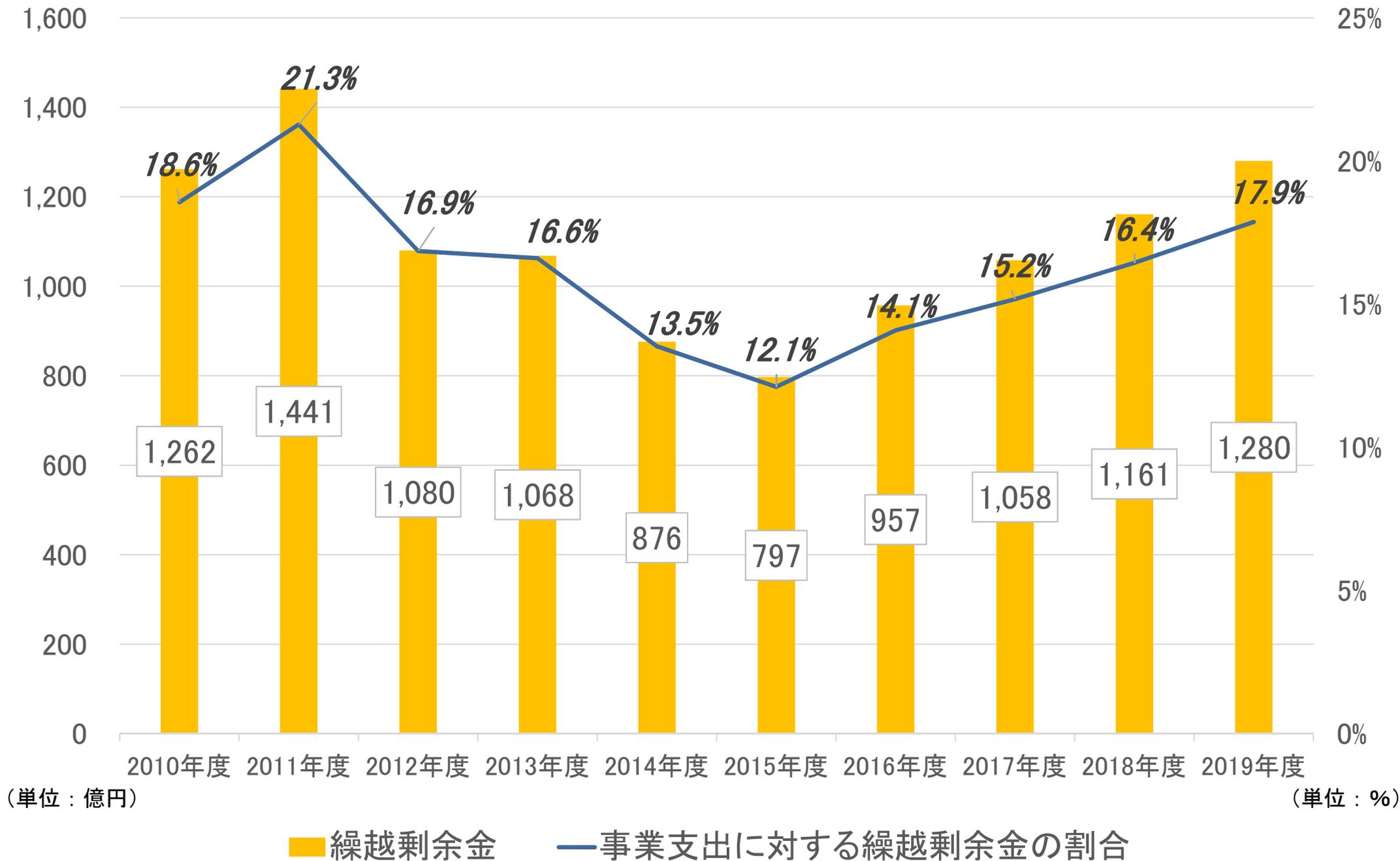
⇒【課題】経営効率化による剰余金を、確実に視聴者・国民に還元する仕組みの明確化

- 経営効率化による剰余金を積み立て、“受信料の値下げの原資”を明確化したい

⇒ 受信料還元に関する科目を設定して頂きたい

～より透明性を高めるために、このような仕組みで収支を考えてはどうか～

(参考)NHKの事業支出に対する繰越剰余金の割合推移



(NHK決算資料等に基づき総務省作成)

「総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について(2019.12.8)

- 受信料の値下げを確実に実施し(負担軽減策とあわせて422億円規模、2018年度の受信料収入の6%相当を還元)、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準(欧州連合では公共放送の財源として支出の10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いことを追加要素として勘案し設定することが必要)に管理していく。
- 世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。

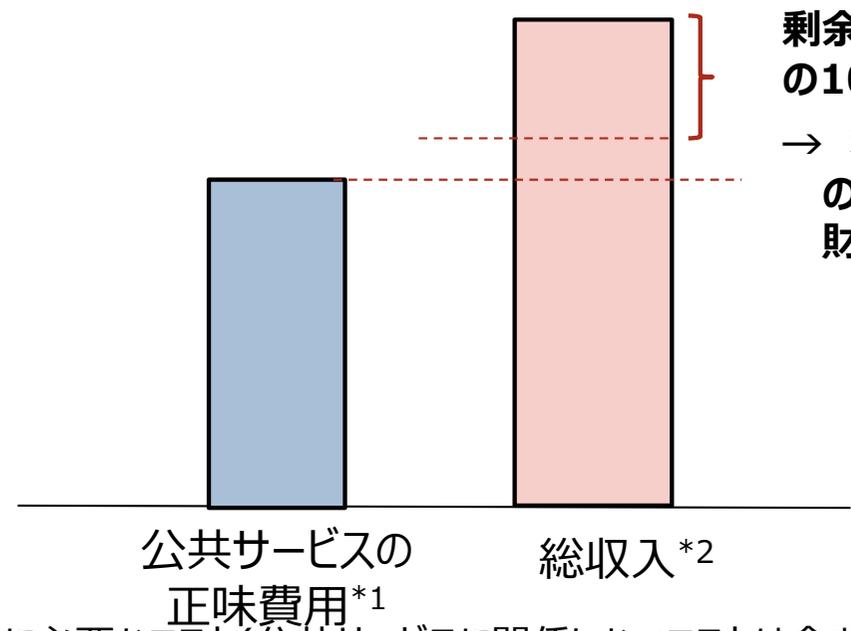
※1 『「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について』

<https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/191209-01-kentoukekka.pdf>

※2 着色及び下線の各箇所は、第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料による。

- ドイツにおける公共放送負担金の金額は、4年ごとに、公共放送機関が申請した負担金額を、KEF（放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会）が審査し、各州政府に答申される。各州政府が答申に合意しない場合には、明確な理由を示す必要がある。
- 放送財源州間協定において、公共放送の剰余金が負担金収入の10%を超える場合は積み立て、次期の負担金算定の際の財源に充てることが規定されている。

- 【放送財源州間協定における規定(要点)】**
- 総収入が、その使命を果たすために発生した支出の総額を超える場合、超過額を有利子で運用（第1条(4)）
 - 年間負担金収入の10%を超える場合には、積立金とする（同）
 - 抛却期間終了時の剰余金は、次の抛却期間の財源に充当される（第3条(2)）



*1 公共サービスを提供するのに必要なコスト(公共サービスに関係しないコストは含まない)
*2 営利サービスやその他の収入も含めた総収入(公共サービス以外の収入も含む)

経緯

- 1975年、公共放送の受信料額の値上げ申請を審査し、改定額の答申を出すために、放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が設立された。
- KEFは各州から1名ずつ指名された委員計16名によって構成され、「放送州間協定」に基づき、公共放送の資金需要を調査し、必要な受信料/負担金の水準について算定することを目的とする機関。
- KEFには、必要な受信料/負担金の算定に当たり、①公共放送事業者の機関・組織としての存続を保障すること、②各公共放送事業者の将来の発展を可能とするだけの財源を保障することを義務として課せられている。
- 設立当初、KEFの決定には法的拘束力がなかったことから、各州の首相が受信料額をKEFの答申よりも低い水準にする等、政治利用されることが常態化されていた。これを受け、1994年には、連邦憲法裁判所が、従来の受信料額決定手続について、公共放送の財源決定権を恣意的に濫用し、憲法に基づく公共放送の使命の達成を脅かす危険性ははらんでいるとして、違憲であると判断。（第1次受信料判決）

経緯

■ 1994年の第1次受信料判決を受け、1996年には「放送財源州間協定」が締結され、受信料額の決定プロセスについて、以下のとおり制度化された。

- ①公共放送機関は、4年間の期間を設定し、各期間の財源需要額をKEFに申請する。
- ②KEFは、公共放送から申請のあった財源需要額を基に、
 - ・ サービス計画が法律上の業務範囲を逸脱していないか
 - ・ 資金計画が経済的運用と経費削減の原則にかなっているか
 - ・ 合理化の余地がないか等の観点から審査し、4年間の財源額を確定する。
- ③財源額に基づき、受信料の値上げの必要性、値上げ額及び時期について答申を行う。
- ④各州政府は、KEFの答申に基づき合意するか、合意しない場合には、その理由を明確化する。
- ⑤各州政府は、値上げ額について、批准又は否決する。

■ KEFの答申には原則合意することとなっているところ、2005年から2008年までの受信料額について、各州政府が受信料額の値上げ幅を、KEF答申より抑えたことについて、2007年、連邦憲法裁判所は、州首相はKEF答申額を引き下げる必要性について客観的な証明ができておらず、また、メディア政策的意図を受信料額決定に持ち込んだ疑いがあるとして、違憲であると判断。(第2次受信料判決)

- 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が、各公共放送事業者から財政需要についての申請を受け、4年毎に出す報告書の中で、各公共放送事業者の**財源需要を算定（需要査定）及び負担金料額の算定**を行う。

需要査定

- ・各公共放送事業者が作成する4年ごとの4ヵ年の経営計画及び財政需要額の申告を元に、支出内容を以下の4つに分ける。これらは、過去の実績値があり算定式も用意している。
 - ①プログラム支出（番組調達費）
 - ②番組放送費用（BSやCATVなど）
 - ③人件費（年金を含む）
 - ④物件費（建物の暖房費等）
- ・新規の大型投資や新たなサービスを始める時には、新たな算定式を適用する。
- ・放送事業者の経営努力による生産性向上も勘案し、最終的な財政需要を導き出す。
- ・財政需要決定後も、算定された値と現実の値との差を2年ごとに比較し、需要額を補正する。
- ・番組内容など個別のサービス内容の是非ではなく、番組調達費全体のコストが適正に推移しているかを査定する。

受信料額の算定

- ・各公共放送機関の負担金の支払い者数や、広告収入やその他収入（番組販売、資本収入等）等の収入規模を勘案し4年間の推移を予測する。（公共放送の適切な広告収入額等について判断することなく、収入の予測算定のみを行う）
- ・収入予測を踏まえて負担金料額算定を行う。

	受信設備設置者 (現行制度)	受信設備設置者+ 同時配信等サービス利用者 (英国型)	全世帯・事業所 (受信設備に無関係) (独国型)
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備(テレビ)を設置した者を対象 ○インターネット活用業務は任意業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備を設置した者に加え、インターネット同時配信等を利用可能とした者も対象 ○インターネット活用業務は本来業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備の設置の有無に関わらず、全ての世帯・事業所が対象 ○インターネット活用業務は本来業務
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○現段階では <u>多くの国民・視聴者が、公共放送をテレビで視聴する実態と整合的</u> ○インターネット同時配信等の提供を柔軟に行うことにより、<u>インターネットを通じたNHK番組視聴の普及拡大は可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット同時配信等の <u>視聴を希望する者の選択によることが可能</u> ○インターネット同時配信等の <u>アプリ導入等で視聴可能な者の把握は比較的容易</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○受信設備の設置確認が不要となり、<u>手続きが簡素化し、訪問の不要化も可能</u>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○将来的に、<u>インターネットを通じた視聴が普及すると不整合</u>となる可能性 ○受信設備の設置確認が必要であり、<u>営業費用の効率化に限界</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットを通じたNHK番組視聴が普及の初期段階であり、受信料支払いの対象とすることにより、<u>普及拡大を阻害するおそれ</u> ○受信設備の設置確認が必要であり、<u>営業費用の効率化に限界</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットを通じたNHK番組視聴が普及の初期段階であり、現段階では、<u>視聴実態と不整合</u> ○郵送手続を基本として訪問を不要とすることにより、<u>全世帯・事業所の住所等把握手段が必要</u>

検討

- 受信料を担う者及びインターネット配信等の在り方については、視聴実態又は視聴環境との整合性があることが適切であると考えられる。この観点から、「受信設備設置者」のほか、諸外国の制度を参考に「受信設備設置者＋同時配信等サービス利用者」、「全世帯・事業所に着目した受信料制度」について比較検討を行った。
- 受信料を担う者を「テレビ受信機設置者＋同時配信等サービス利用者」としつつ、インターネット配信等を公共放送の本来業務とする制度は、同時配信等サービス利用者を受信料支払の対象とすることによって、新たな利用者の拡大の阻害となるおそれがあると考えられる。
- 受信料を担う者を「全世帯・事業所」としつつ、インターネット配信等を公共放送の本来業務とする制度は、国民のほとんどが何らかのメディアを通じ、公共放送を視聴可能な環境又は視聴実態がある場合に整合性があると考えられる。
- 受信料を担う者を「テレビ受信機設置者」としつつ、インターネット配信等を公共放送の任意業務とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えられる。ただし、今後、インターネットを通じた番組視聴が一般化する一方で、テレビ視聴が相対的に低くなっていく環境においては、不整合となる可能性がある。

検討の方向性(案)

- 我が国においては、インターネットを通じた放送番組視聴が普及の初期段階であり、公共放送についてもインターネットを通じた視聴を促進すべき段階であるため、現段階で受信料を担う者について「同時配信等サービス利用者」も対象とすることは適当ではないと考えられる。
- また、受信料を担う者を「全世帯・事業所」とする制度は、国民のほとんどが何らかのメディアを通じ、公共放送を視聴可能な環境又は視聴実態がある場合に理解を得やすいものと考えられるが、インターネットを通じたNHK番組視聴が普及の初期段階であることを踏まえれば、現段階ではそうした環境又は実態にあるとは言えないのではないか。
- 現行制度では、インターネット配信等は任意業務であるものの、受信料で賄われる同時配信等サービスである「NHKプラス」や、見逃し番組や過去の番組を有料で配信するNHKオンデマンド、民間放送事業者の見逃し番組配信のプラットフォームであるTVerを通じた一部番組の提供などが可能であることから、まずは、こうした取り組みを通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要ではないか。

構成員からの指摘事項

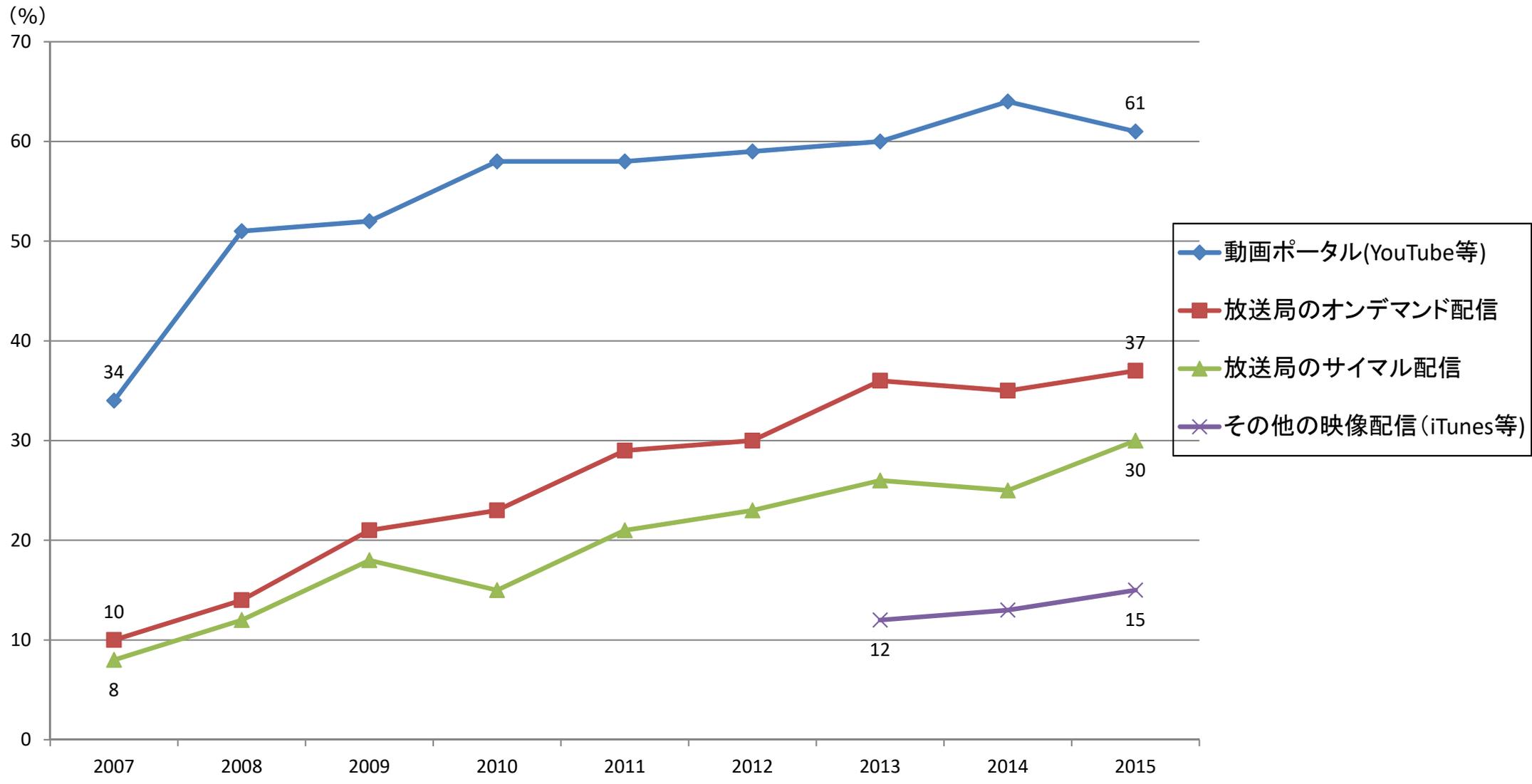
(第10回)

- イギリス型をイメージしつつも、NHKプラスの普及拡大のため、「NHKプラス」を入れると受信料が割引になる制度も検討可能ではないか。(宍戸構成員)

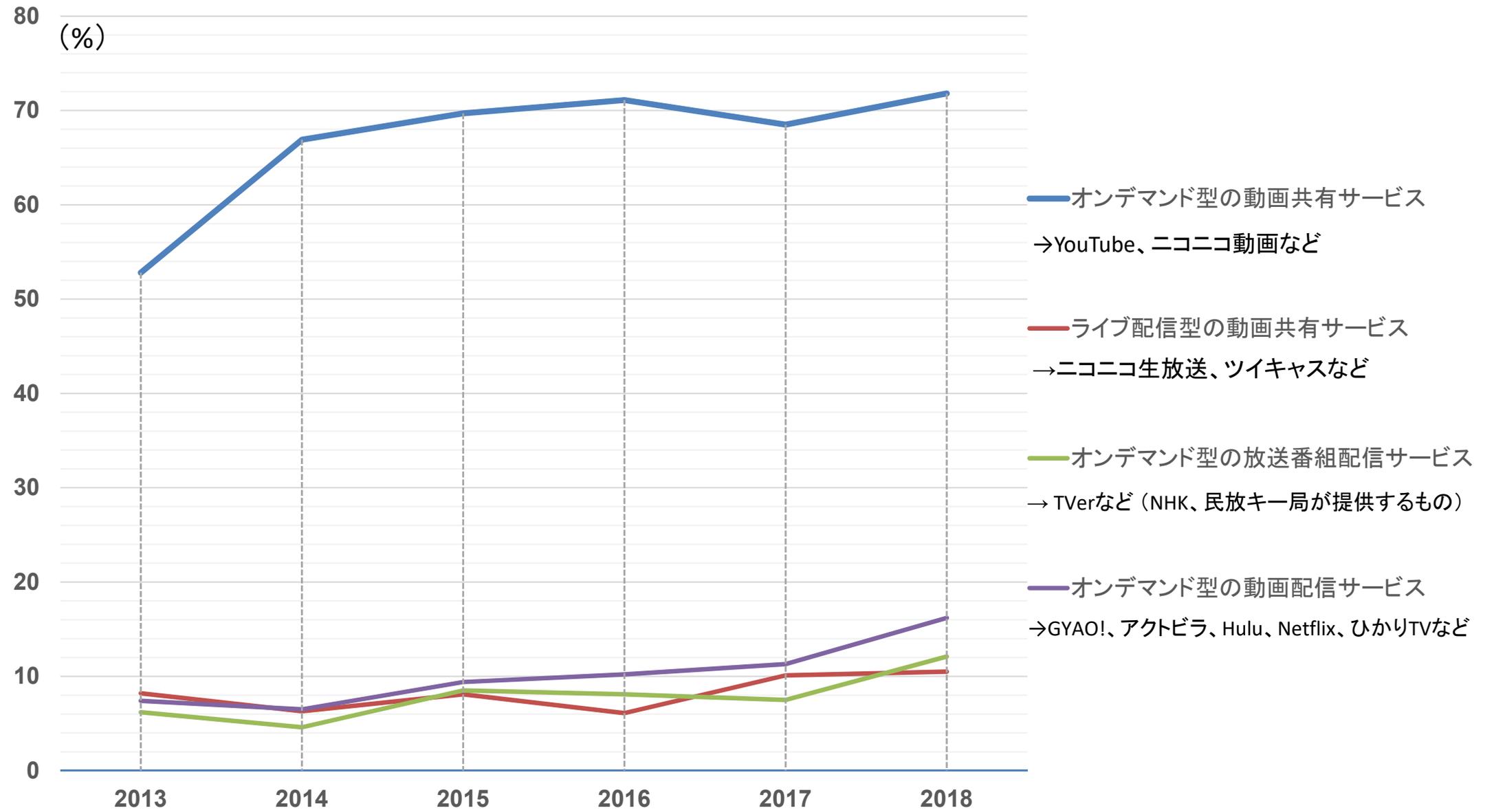
(参考) 諸外国の公共放送のインターネット同時配信等の状況

国(公共放送)		英国(BBC)	仏国(FTV)	独国(ARD、ZDF)	フィンランド(Yle)	韓国(KBS)	日本(NHK)
配信プラットフォーム		BBC iPlayer	france.tv	ARD Mediathek ZDF Mediathek	Yle Areena	my K	NHKプラス
開始時期		2007年開始	2012年見逃し番組配信、 2017年同時配信、開始	2007年ZDF Mediathek 2008年ARD Mediathek開始	2007年見逃し番組配信 2013年同時配信開始	2011年開始	2020年開始
同時配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (TVサービスに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
見逃し番組配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信期間	放送後概ね30日間 以内	放送後最低7日間	放送後7日間以内	ノンフィクション番組 90日以内 フィクション番組 1年以内	放送後2週間以内	放送後1週間程度
	料金	無料	無料	無料	無料	無料(一般画質) 有料(高画質)	無料
その他VOD	実施状況 (制度上の位置付け)	× ※2015年サービス 開始、需要の伸び 悩みから2017年終了	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務) ※NHKオンデマンド
	料金	—	有料	無料	無料 ※過去番組の配信は、 Yle Elävä arkistoで 実施	無料(低画質) 有料(高画質)	有料
予算規模 (全体に占める割合)		2018年度 252億円(4.59%)	不明	ARD 2017年 1071億円(12.28%) ZDF 2017年 299億円(10.17%)	不明	不明	2020年度 170.3億円(2.4%)

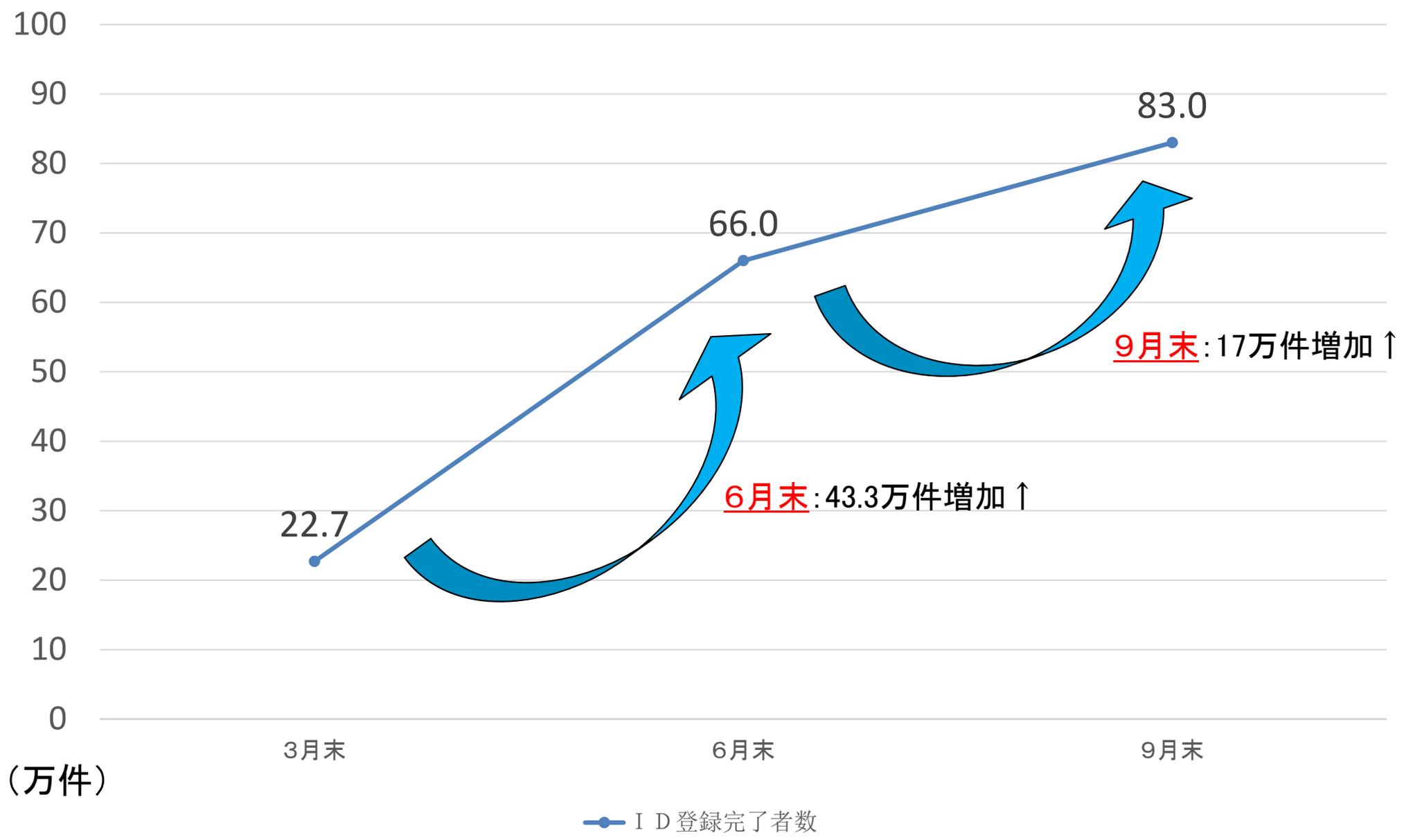
○ ドイツにおけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
○ 放送局のサイマル配信は、2015年には30%が利用。



- 日本におけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- オンデマンド型の放送番組配信サービスは、**2018年には12%が利用**。



○ 令和2年4月から本格的にサービス開始したNHKプラスのID登録完了者数については、3月末の約22.7万件から9月末には約60.3万件増加し約83.0万件となっている。



現状

- NHKの民間放送事業者との連携に関しては、放送法において、
 - ①放送及びその受信に必要な調査研究を行い、その成果をできる限り一般の利用に提供すること
 - ②民間放送事業者のインターネット活用業務と同様な業務の円滑な実施の協力の努力義務が定められている。
- NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」において、音声認識字幕システムやリアルタイムの手話CGの生成などの研究開発を推進するほか、日本の放送・メディア産業や人材を維持・育成する取り組みを積極的に支援することとしている。

一般社団法人日本民間放送連盟の要望

- 受信料は、条件不利地域のユニバーサルサービスにつながる放送ネットワークの維持など、放送文化全体の発展のために裨益する使い方があってしかるべき。

課題

- NHKと民間放送事業者との連携について、国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、特に条件不利地域における放送ネットワークの維持・管理などにおいても、NHKと民間放送事業者の協力が、より促進されていくことが望ましいのではないかと。

検討の方向性(案)

- 国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、ネットワークの維持・管理等に係る民間放送事業者との協力の努力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当ではないかと。

構成員からの指摘事項

(第10回)

- NHKに技術面で民放との協力義務を制度化しても良いのではないか。(小塚構成員)

- 日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制のもと、それぞれが強みを発揮するとともに相互に補完しながら、放送文化を向上させ発展し、国民全体の福祉に奉仕してきた。

受信契約締結承諾等請求事件に関する最高裁判決（2017年12月6日）

(～前略～)公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立ての体制を採ることにした(～後略～)。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する社会・経済活動の制約により、民放事業者の経営にも影響が生じている。厳しい環境においても、地域に根差した情報発信や地域社会の維持・発展など、民放事業者がその社会的役割を果たし続けるため、NHKには放送全体の発展に寄与する取り組みを一層進め、民放事業者との協力関係を深めていただくことが重要である。
- 受信料制度のあり方の検討にあたっては、日本の放送が公共放送と民間放送の二元体制で発展してきたことを踏まえ、放送全体の発展のためにどのように受信料が使われるべきかという視点で議論いただくことを期待する。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四・五 （略）

2～5 （略）

6 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同項の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

7～13 （略）

14 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

15～19 （略）